

業 務 概 要

令 和 6 年 度 版

(令和 5 年度実績)

徳島県中央こども女性相談センター

徳島県南部こども女性相談センター

徳島県西部こども女性相談センター

目 次

I	こども女性相談センターの概要	1
1	沿革	2
2	管内状況等	3
3	組織及び職員構成	4
(1)	中央こども女性相談センター	4
(2)	南部こども女性相談センター	4
(3)	西部こども女性相談センター	4
II	児童相談部門の概要	6
1	業務の内容	7
2	相談の内容とすすめ方	8
(1)	相談の種類と内容	8
(2)	相談援助活動の体系	9
(3)	援助の内容	9
(4)	関係機関との相談援助活動系統図	11
3	令和5年度業務実績	12
(1)	相談・措置業務	12
①	全相談・措置業務の概要	12
②	相談種別受付及び処理の状況	14
(2)	判定業務	21
①	判定実施状況	21
②	心理療法・カウンセリング実施状況	21
③	その他の判定業務	21
(3)	一時保護業務	22
①	一時保護状況	22
②	一時保護児の相談種別状況	23
③	年代階層別一時保護状況	23
(4)	その他の主要業務及び事業	24
4	参考資料	25
第1表	人口等の推移	25
第2表	年度別相談種別受付状況	25
第3表	年度別相談経路別受付状況	26
第4表	年齢別相談受付状況(令和5年度)	26
第5表	市町村別相談受付状況(令和5年度)	29
第6表	年度別処理状況	29

第7表	相談種類別処理状況(令和5年度)	30
第8表	養護相談の年度別受付状況	32
第9表	養護相談の年度別処理状況	32
第10表	養護相談の理由別処理状況(令和5年度)	33
第11表	障がい相談の年度別相談受付状況	33
第12表	非行相談の年度別処理状況	36
第13表	育成相談の年度別相談受付状況	36
第14表	育成相談の処理状況(令和5年度)	37
第15表	調査・診断及び心理療法・カウンセリング等実施状況(令和5年度)	38
第16表	重度加算適否判定の年度別取扱状況	40
第17表	療育手帳年度別判定処理状況	40
第18表	一時保護の年度別保護・処理状況	40
第19表	一時保護の年度別保護件数及び保護日数	41
第20表	移動児童相談の実施状況(令和5年度)	42
第21表	1歳6か月児・3歳児精神発達精密健診及び事後指導の状況	42
第22表	関係機関との連携・支援等の状況(令和5年度)	43
第23表	おもちゃ図書館利用状況(令和5年度)	44
第24表	児童福祉施設への措置状況(令和5年度)	45
第25表	里親委託の状況(令和5年度)	46
第26表	児童福祉施設一覧	47

Ⅲ 女性支援部門の概要

1 業務の内容

2 令和5年度業務実績

(1) 相談業務	51
① 相談件数(延べ件数)	51
② 相談件数の推移(延べ件数)	52
③ 相談者の状況	53
④ 外国人への支援	56
⑤ 法律相談	56
⑥ こころの相談	57
⑦ 証明書等発行状況(通数)	57
⑧ ステップハウス	57
(2) 一時保護業務	58
① 一時保護件数	58
② 一時保護者の状況	58

(3) 婦人保護施設(しらぎく寮)	62
(4) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況	63
① 相談件数	63
② 保護命令関係	63
③ 第6条による通報を受けた件数	63
④ 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数	64
⑤ 障がい者である被害者からの相談件数	64
⑥ 交際相手からの暴力に関する相談件数	65
⑦ ストーカー行為に関する相談件数	65
(5) 性暴力被害者支援センター(よりそいの樹とくしま)における相談状況	65
(6) 普及・啓発	66
① 講師派遣等	66
② DV被害者自立支援実践研修	66
(7) 職員等研修の実施	66

I こども女性相談センターの概要

I こども女性相談センターの概要

(令和5年4月1日現在)

1 沿革

(1) 児童相談部門

年	月	日	事	項
昭和	23	5	3	徳島県児童相談所設置(事務所:養護施設 阿波国慈恵院内)
				徳島県児童寮設置(教護院 徳島学院内)
	23	8	23	徳島市新蔵町3丁目 徳島保健所内に事務所移転
	24	5	10	同地に庁舎新築 児童相談所及び児童寮とも移転
	31	11	1	児童寮を児童相談所に吸収合併
平成	4	11	22	徳島市昭和町5丁目に新庁舎竣工により事務所移転
	17	4	1	中央児童相談所と南部児童相談所(南部総合県民局 保健福祉環境部 児童相談担当)の二所に分割
	18	4	1	中央児童相談所と南部児童相談所(南部総合県民局 保健福祉環境部 児童相談担当)及び西部児童相談所(西部総合県民局 保健福祉環境部 児童相談担当)の三所に分割
	21	4	1	中央児童相談所と女性支援センターが組織改正で統合され、「こども女性相談センター」として発足。総務課、児童相談課、判定課、女性支援課の4課体制となる。
	22	4	1	南部・西部児童相談所にそれぞれ「女性支援センター」が設置され、中央・南部・西部こども女性相談センターに名称が変更された。
令和	6	4	1	組織改正に伴い、南部・西部こども女性相談センターが総合県民局からこども未来部へ所属変更された。

(2) 女性支援部門

年	月	日	事	項
昭和	31	5	24	売春防止法公布
	32	4	1	売春防止法の総則及び保護厚生関係規定施行
	32	7	1	徳島県立愛生園の敷地と建物の移管を受け、婦人相談所を設置
	33	2	15	庁舎増改築工事竣工
	33	3	30	一時保護所及び婦人保護施設の業務開始
	37	5	1	徳島県婦人相談所設置規則一部改正、婦人保護施設の名称を「しらぎく寮」と改める。
	39	3	21	婦人保護施設しらぎく寮の設置及び管理に関する条例を制定
平成	14	4	1	組織改革に伴い、「徳島県女性支援センター」と名称変更し、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担う。
	16	4	1	庁舎移転
	21	4	1	女性支援センターと中央児童相談所が組織改正で統合され、こども女性相談センター女性支援課として発足
	22	4	1	南部・西部児童相談所にそれぞれ「女性支援センター」が設置され、中央・南部・西部こども女性相談センターに名称が変更された。
	28	7	1	性暴力被害者支援センター(よりそいの樹とくしま・中央・南部・西部)を開設
令和	6	4	1	組織改正に伴い、南部・西部こども女性相談センターが総合県民局からこども未来部へ所属変更された。

2 管内状況等

区 分	中央こども女性 相談センター	南部こども女性 相談センター	西部こども女性 相談センター
所 在 地	〒770-0942 徳島市昭和町5丁目5-1	〒774-0011 阿南市領家町野神319 (南部総合県民局阿南庁舎内)	〒777-0005 美馬市穴吹町穴吹字明連23 (西部総合県民局美馬保健所庁舎内)
電 話	088-622-2205	0884-22-7130	0883-53-3110
ファクシミリ	088-622-0534	0884-22-6404	0883-53-9110
管 轄 区 域 (合 計) 8市8郡 (15町1村)	徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市 勝浦郡(勝浦町・上勝町) 名東郡(佐那河内村) 名西郡(石井町・神山町) 板野郡(松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町) 5市4郡(9町1村)	阿南市 那賀郡(那賀町) 海部郡(牟岐町・美波町・海陽町) 1市2郡(4町)	美馬市・三好市 美馬郡(つるぎ町) 三好郡(東みよし町) 2市2郡(2町)
人 口 (合計697,733人)	538,182人 (77.1%)	90,871人 (13.0%)	68,680人 (9.8%)
児 童 人 口 (合計90,357人)	70,725人 (78.3%)	11,767人 (13.0%)	7,865人 (8.7%)
面 積 (合計4,146.99km ²)	1,241.85km ² (29.9%)	1,499.26km ² (36.2%)	1,405.88km ² (33.9%)

注) 人 口 : 令和5年4月1日現在の推計人口(県統計データ課調)

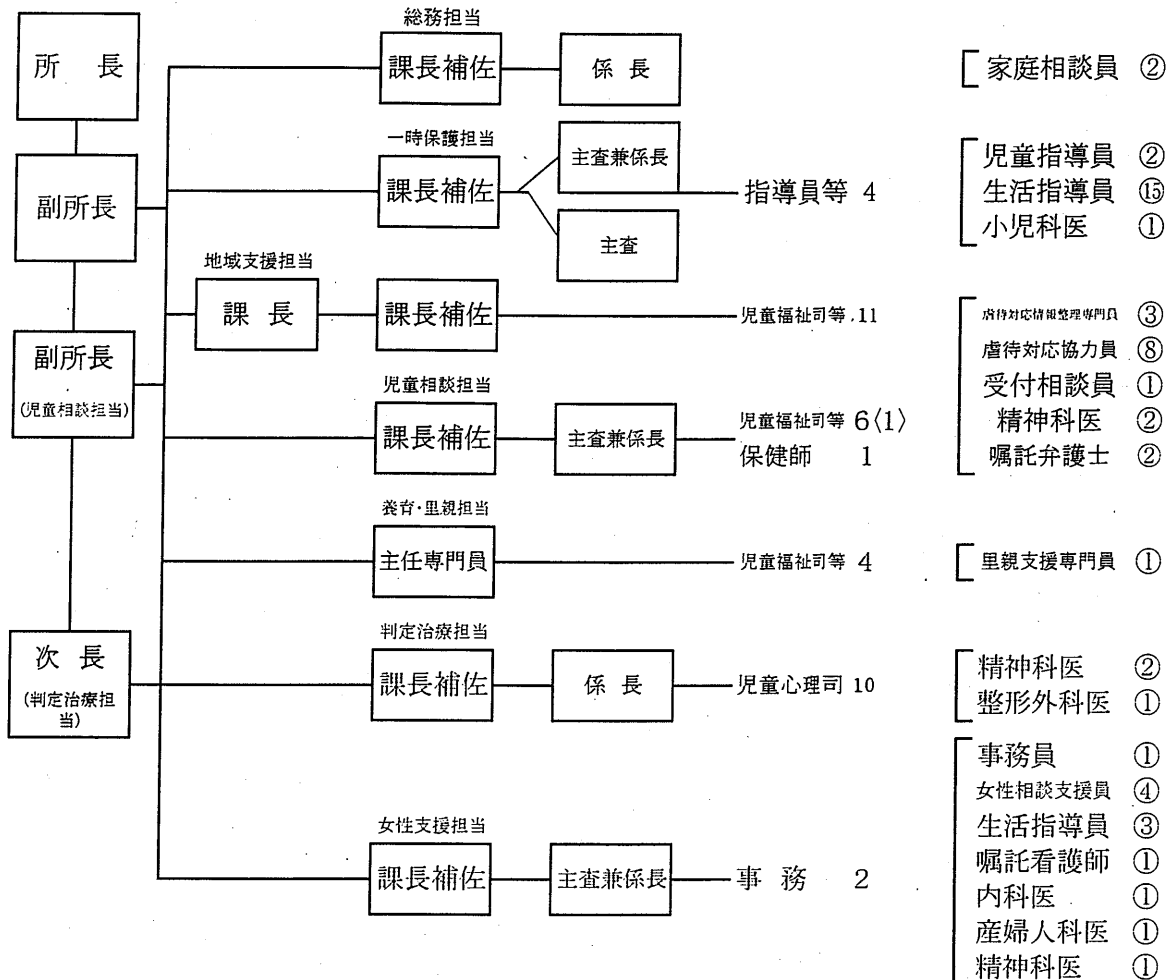
児童人口 : 令和5年4月1日現在の18歳未満人口(県統計データ課調)

面 積 : 令和5年10月1日(国土地理院調)

3 組織及び職員構成

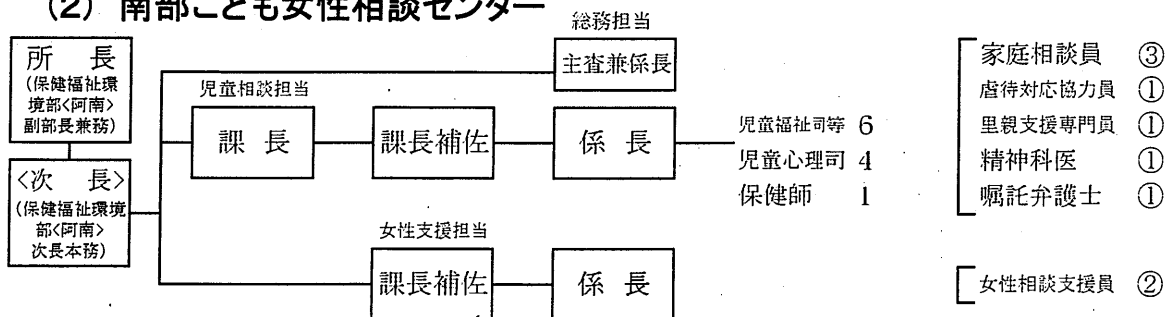
(令和6年4月1日現在)

(1) 中央こども女性相談センター



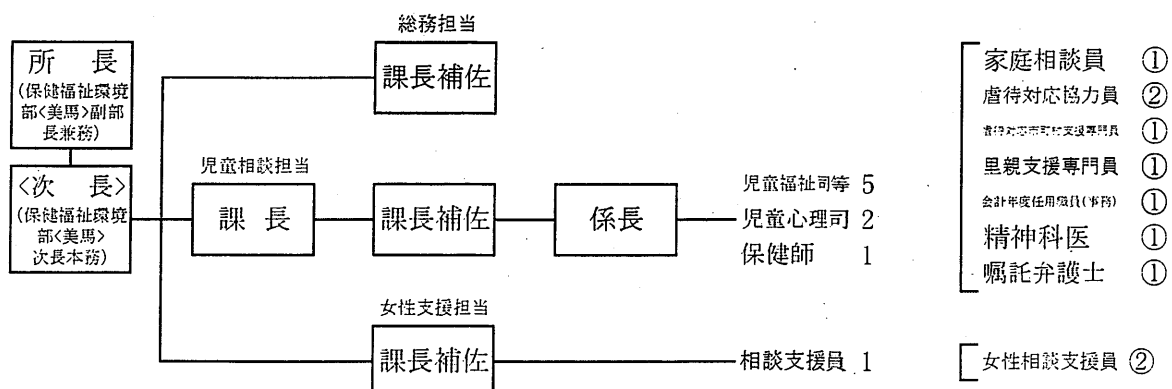
一般職員55名・兼務職員1名・非常勤職員等52名 計108名 (研修生2名除く)

(2) 南部こども女性相談センター



一般職員18名・兼務職員1名・非常勤職員9名 計28名

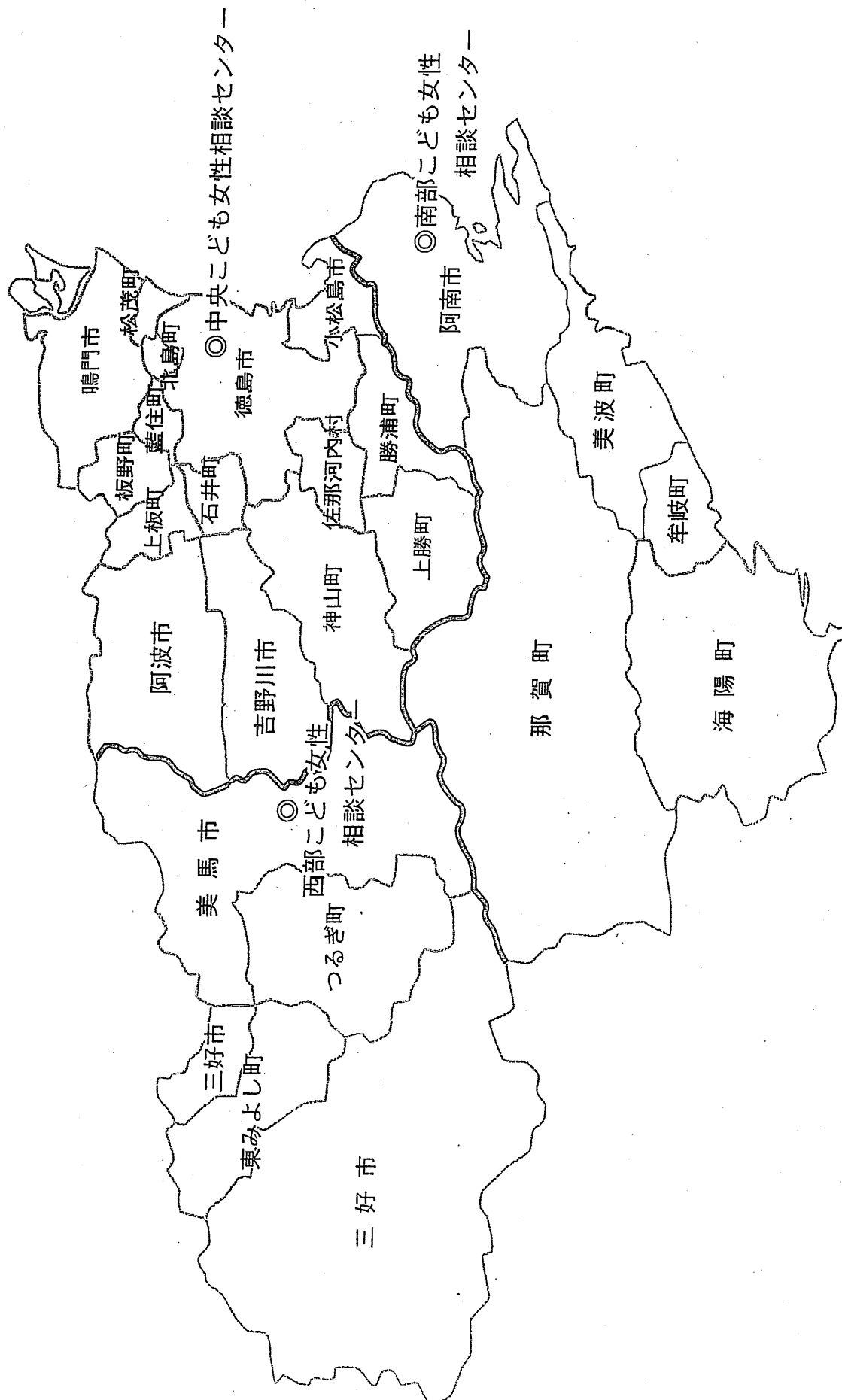
(3) 西部こども女性相談センター



一般職員17名・非常勤職員10名 計27名

(注) < >は所属外兼務職員、○は非常勤職員の人数を示す。

所管区域図



Ⅱ 児童相談部門の概要

Ⅱ 児童相談部門の概要

1 業務の内容

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置された児童福祉行政の専門機関で、主として次の業務を行っています。

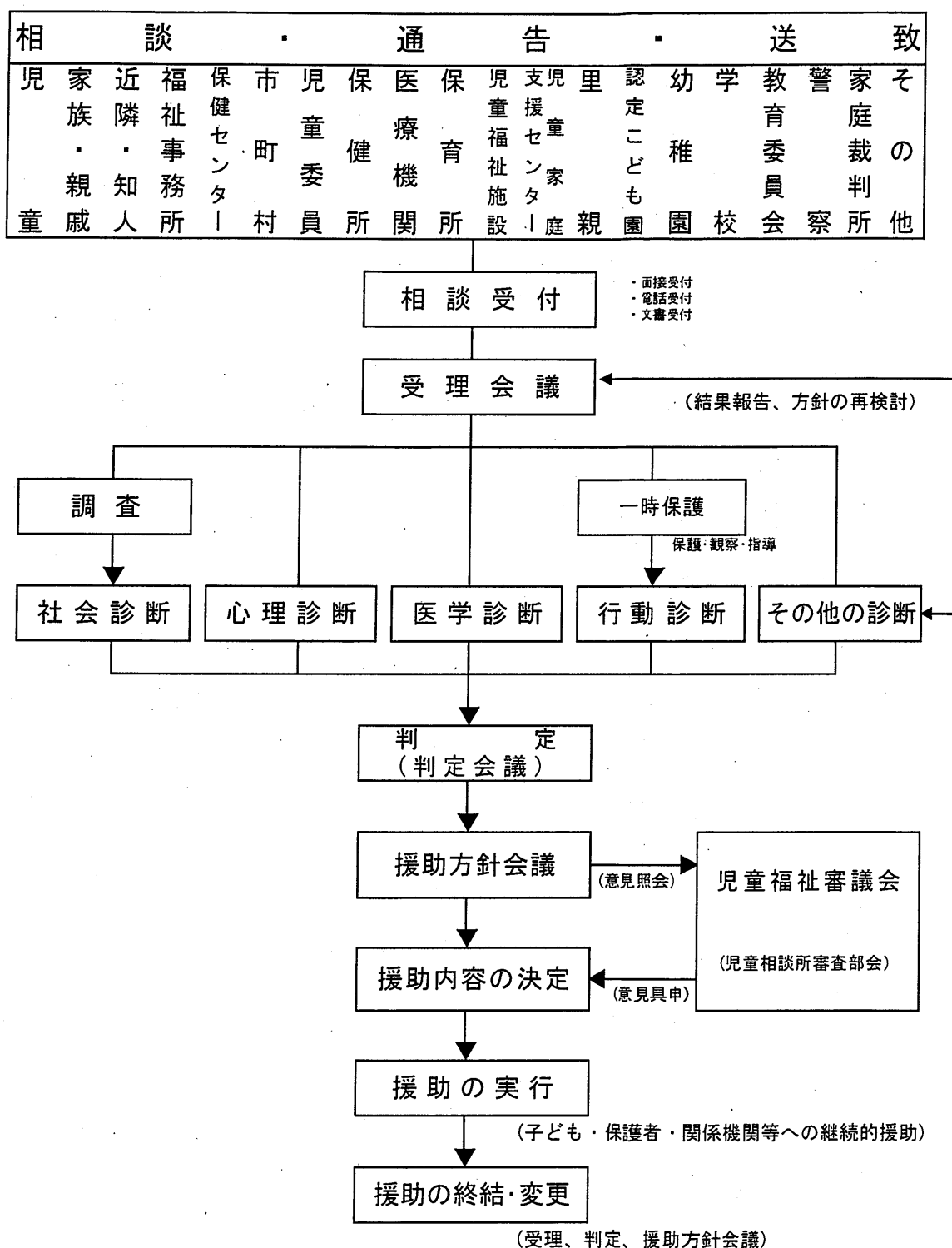
- (1) 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (2) 子ども及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- (3) 子ども及びその保護者等に対し、調査又は判定に基づいて心理又は子どもの健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
- (4) 子どもの一時保護が必要と認められる場合には、一時保護を行うこと。
- (5) 子どもの権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他環境の調整、当該子どもの状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
- (6) 必要に応じて、子どもを児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託して、その福祉を図ること。
- (7) 市町村の業務（児童福祉法第10条第1項に規定。児童等の福祉に関し、必要な実情の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (8) 里親に関する普及啓発を行うこと。また、里親について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- (9) 子どもを養子とする養子縁組に関する者について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の指導を行うこと。
- (10) 子ども及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

2 相談の内容とすすめ方

(1) 相談の種類と内容

相 談 種 類		内 容
養 護 相 談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 ①身体的虐待:生命・健康に危険のある身体的な暴行 ②性的虐待:性交、性的暴行、性的行為の強要 ③心理的虐待:暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 ④保護の怠慢・拒否(ネグレクト):保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息その他の疾患(精神疾患を含む。)を有する子どもに関する相談
障 が い 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障がい児に関する相談
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいを有する子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児(者)に関する相談
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談
	発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の子どもに関する相談
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育 成 相 談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある児童に関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談

(2) 相談援助活動の体系・展開

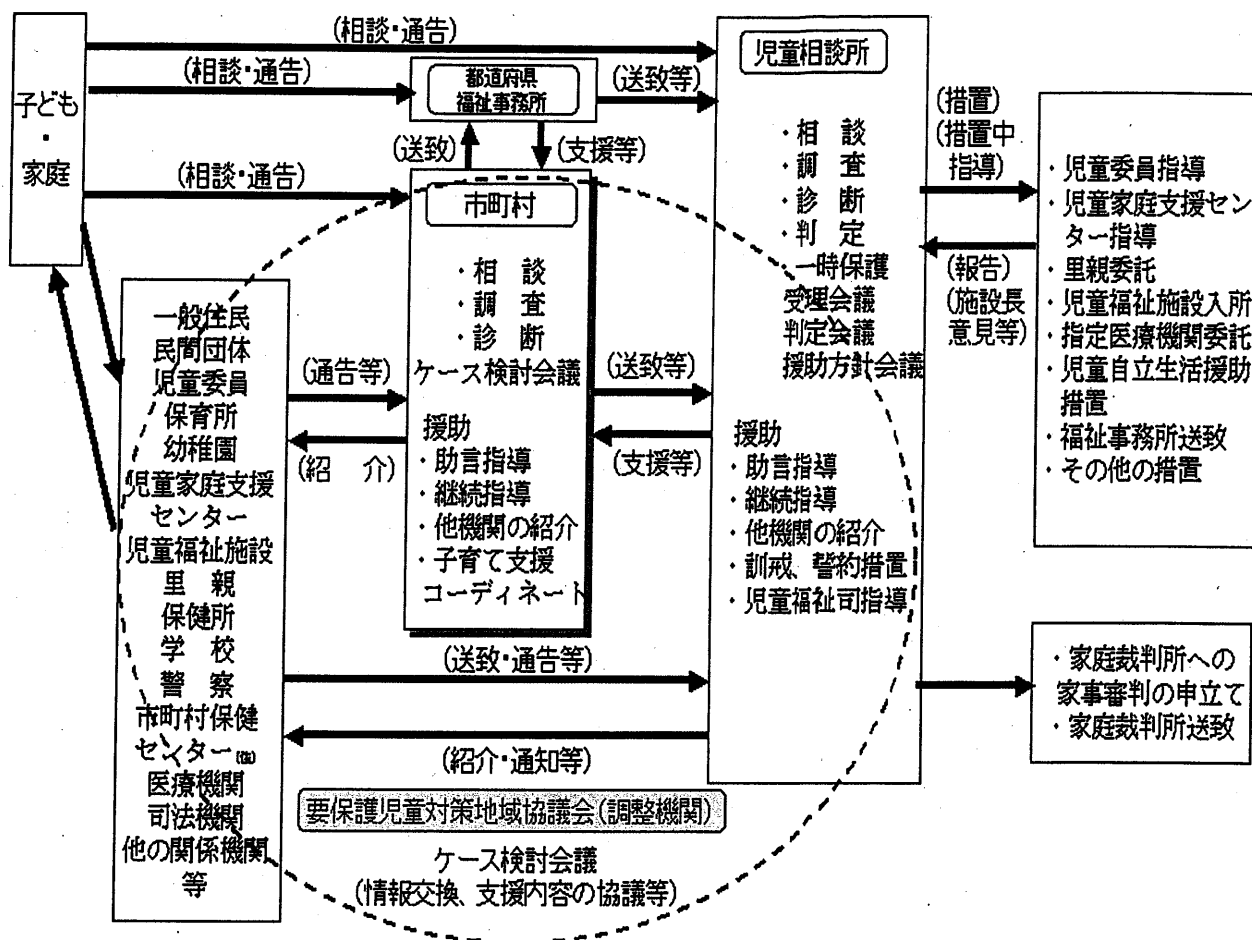


(3) 援助の内容

措置によらない指導 (12②)	助 言 指 導	1回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等による指導を行うこと。
	継 続 指 導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うこと。
	他 機 関 あ っ せ ん	他の児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育相談所等の他機関に移管、あっせん紹介すること。

在宅指導	児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する場合に、児童福祉司が市町村、福祉事務所、児童委員その他関係機関と連携して、家庭や学校を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に指導を行うこと。
	児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決され则认为られる場合、児童委員が家庭訪問等により指導を行うこと。
	市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当な場合、児童相談所が行政処分としての指導措置を市町村に委託し、市町村が子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは通所させる等により指導を行うこと。
	児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と认为られる場合に、児童家庭支援センターが子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは通所させる等により指導を行うこと。
	知的障がい者福祉司、社会福祉主事指導(27①Ⅱ)	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障がい者福祉司、社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
	障がい児相談支援事業を行う者の指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ)	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適当と认为られる場合に行う。
	指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	当該指導を適切に行うことができる者として該当する者がいる場合、その者に委託して指導を行うこと。
	訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	子ども又は保護者に注意を喚起することで、問題の再発を防止し得る見込みがある場合、養育方針や留意事項等を明確に示して訓戒、誓約を行うこと。
児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)		家庭で養育のできない児童や心身障がいのある児童等を児童福祉施設に入所させて必要な指導、療育訓練等を行うこと。
指定発達支援医療機関委託 (27②)		厚生労働大臣の指定する医療機関に肢体不自由児・重症心身障がい児の治療等を委託すること。
里親、小規模住居型児童養育事業委託措置(27①Ⅲ)		里親として登録された家庭や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に、家庭で養育のできない児童の養育を委託すること。
児童自立生活援助の実施 (33の6①)		義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない20未満の子ども及び大学等に就学中で満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子どもを入所させ、職業や日常生活上の相談等の援助を行うこと。
市町村への事案送致 (26①Ⅲ)		児童及び妊産婦に対し、情報提供や児童相談所で行う専門的なものを除く相談、調査及び指導を行うことを要する者を市町村に送致すること。
福祉事務所送致又は通知 (26①Ⅳ、63の2、63の3)		児童・保護者等を知的障がい者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合に福祉事務所に送致すること。15歳以上の子どもについて障がい者支援施設に入所すること又は障がい福祉サービスを利用することが適当である場合市町村に通知すること。
都道府県知事、市町村長報告、通知(26①Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ)		助産施設、母子生活支援施設、保育所への入所がある場合、児童自立生活援助の実施が適当な場合等のケースを都道府県知事、市町村長に報告又は通知すること。
家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)		触法少年、ぐ犯少年について、子どもの最善の利益や専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致すること。
家庭裁判所への家事審判の申立 施設入所の承認(28①②) 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求(33の7) 後見人選任の請求(33の8) 後見人解任の請求(33の9)		児童相談所長は次のような場合に家事審判の申立を行う。 施設入所等の措置の際に親権者等の同意が得られない場合。 指導を行っても親権の不適切な行使が改まらず子の福祉が守りがたい場合。 親権を行う者のない児童等で、その福祉のために必要がある場合。 未成年後見人に不正な行為、著しい不行跡その他適しない事由がある場合。

(4) 関係機関との相談援助活動系統図



注: 市町村保健センターについては、市町村の児童家庭相談の窓口として、一般住民等からの通告等を受け、相談援助業務を実施する場合も想定される。

(厚生労働省「児童相談所運営指針」より)

3 令和5年度業務実績

(1) 相談・措置業務

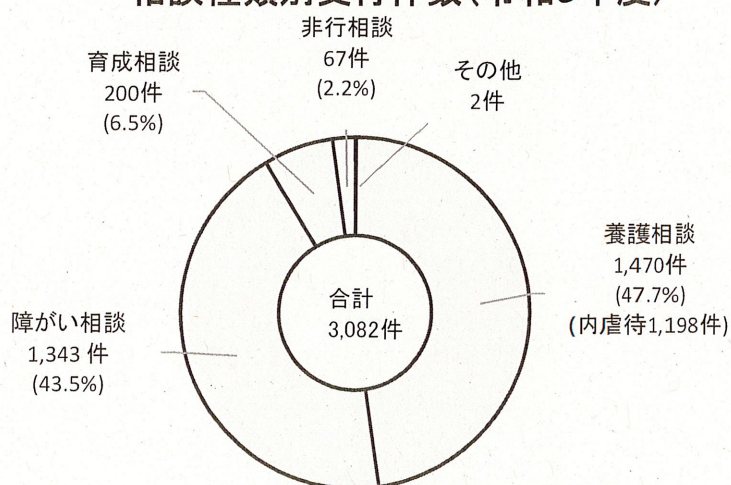
① 全相談・措置業務の概要

ア 種類別受付状況

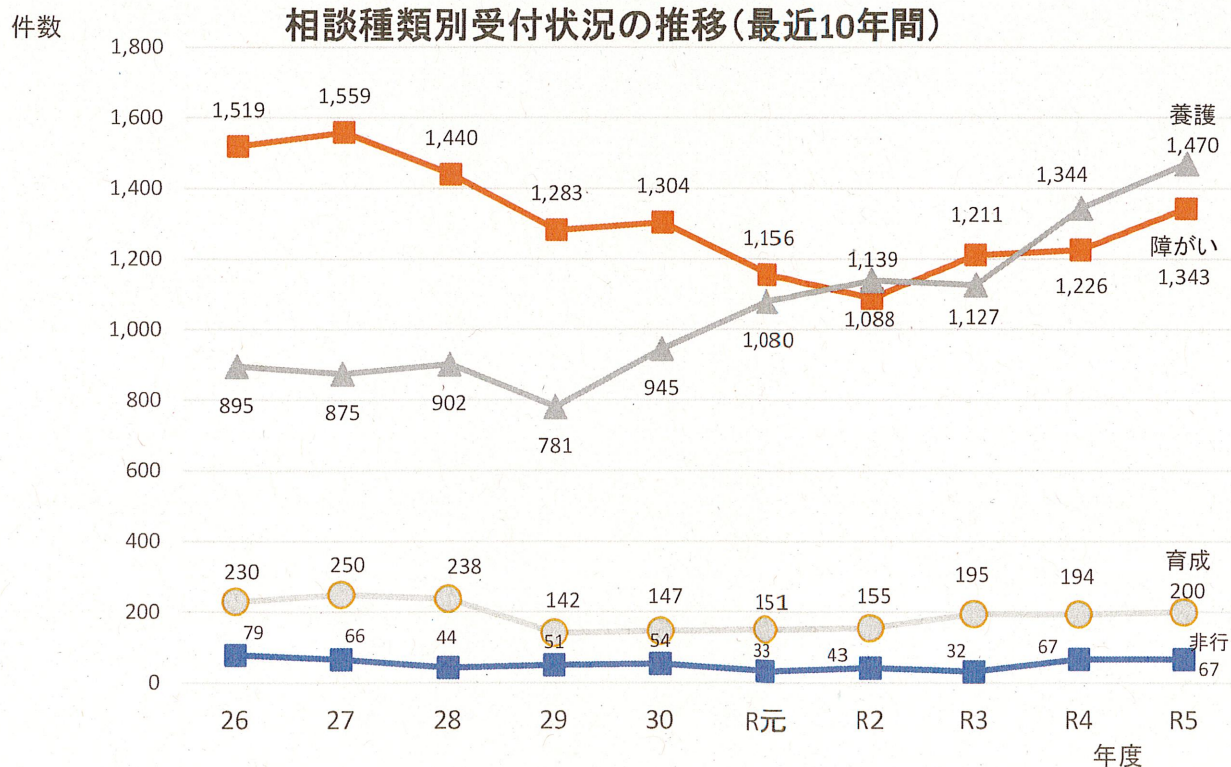
令和5年度の相談受付総件数は、中央こども女性相談センター（以下「中央」という。）2,420件、南部こども女性相談センター（以下「南部」という。）430件、西部こども女性相談センター（以下「西部」という。）232件、合計3,082件で、前年度の2,831件と比較して251件増加しています。

種類別の内訳は、養護に関する相談が最も多く、全受付数の47.7%占めています。

相談種類別受付件数(令和5年度)



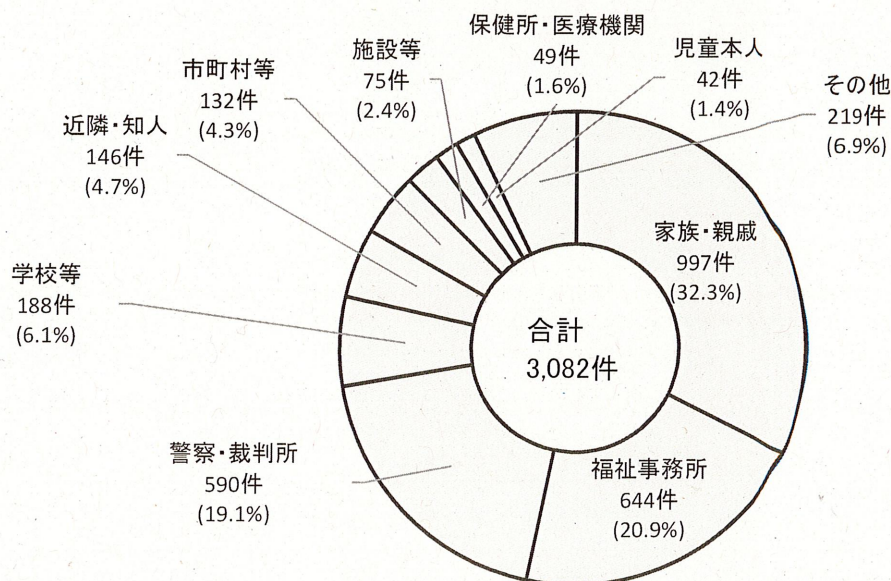
相談種類別受付状況の推移(最近10年間)



イ 経路別受付状況

相談の受付経路は、家族・親戚等直接養育者からの相談が最も多く、全受付件数の32.3%、次に、福祉事務所を経由した相談が20.9%となっています。

経路別受付件数(令和5年度)



ウ 年齢別受付状況

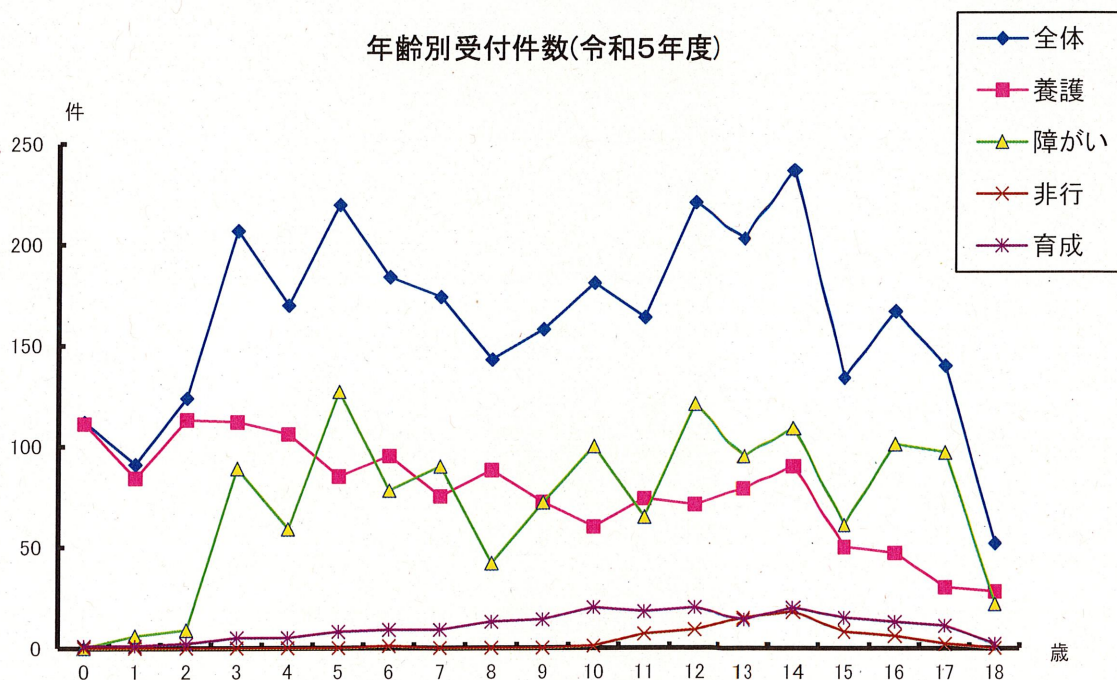
相談受付時の年齢分布では、次の2つの年齢層の相談件数が多くなっています。

(ア) 3歳児から就学までの幼児期

(イ) 12～14歳の思春期

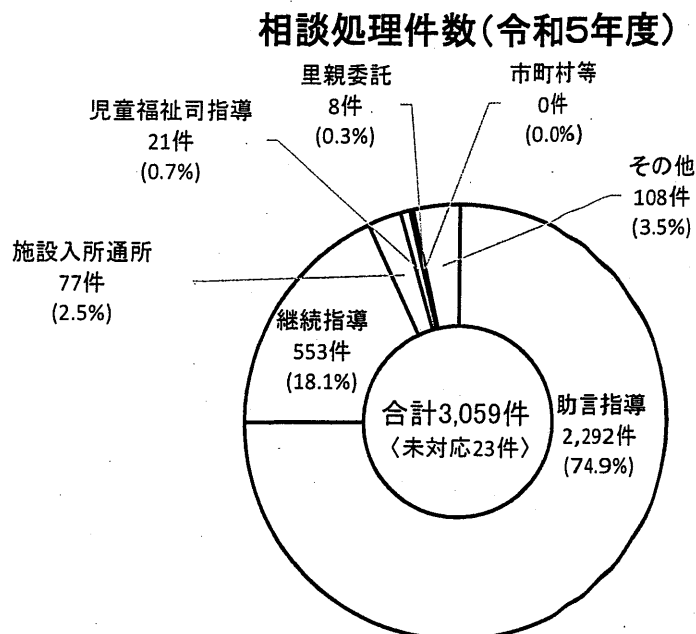
(ア)、(イ)どちらも、知的障がい及び発達障がい相談等が多く、(ア)では養護相談、(イ)では、非行相談及び性格行動相談等の育成相談も比較的多くなっています。

年齢別受付件数(令和5年度)



エ 処理の状況

令和5年度の処理件数の総数は、中央2,402件、南部425件、西部232件、合計3,059件で、その具体的処理内容では、数回の面接診査、指導、判定で終結する助言指導が全体の74.9%にあたる2,292件と最も多く占めています。



② 相談種別受付及び処理の状況

ア 養護相談

(ア) 相談受付件数

令和5年度に取り扱った養護相談受付件数は、中央1,175件、南部185件、西部110件、合計1,470件で、これは全相談受付件数の47.7%にあたります。

(イ) 年齢別受付状況

0歳から就学前の年齢において件数が比較的多く、中学在籍年齢14歳においても高くなっています。

(ウ) 相談処理状況

児童福祉施設入所・里親委託に至ったものが中央64件、南部4件、西部6件、合計74件で、前年度58件に比べ、件数・割合ともに増加しています。

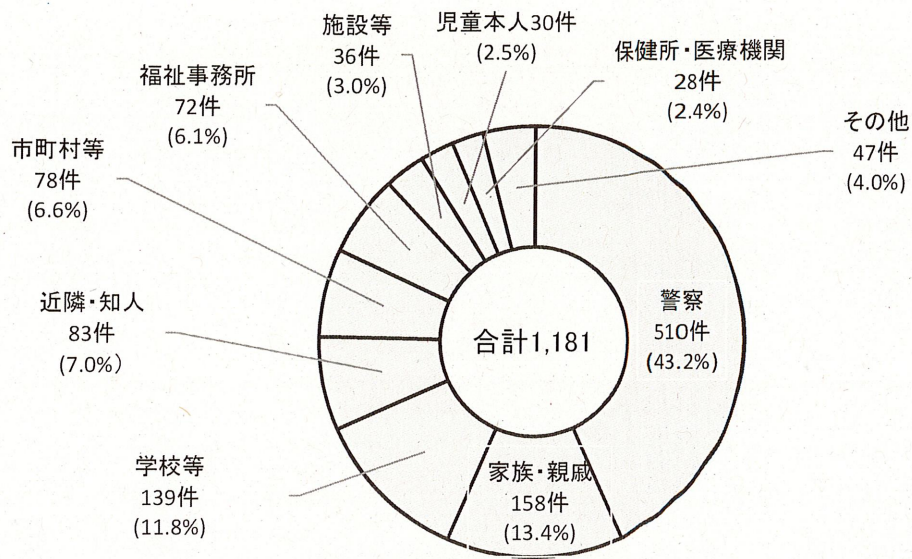
また、処理件数の多い順に、助言指導797件(54.2%)、継続指導464件(31.2%)、施設入所・里親委託74件(5.0%)となっています。

(エ) 理由別状況

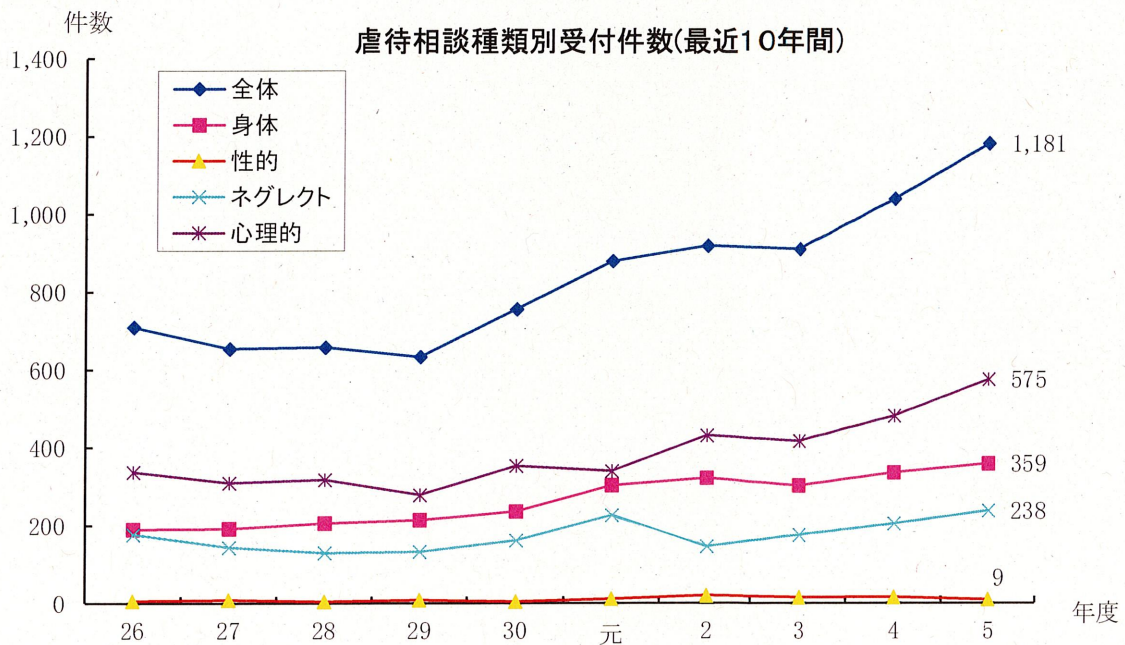
「虐待を含む家族環境」が中央1,036件、南部168件、西部105件、合計1,309件、89.0%と最も多く、次いで「傷病」が中央95件、南部4件、西部0件、合計99件で、6.7%となっています。

児童虐待の相談件数は、平成26年度以降大幅に増加しており、令和5年度は中央944件、南部145件、西部92件、合計1,181件と、前年度に比べ13.7%増加しており、増加傾向にあります。

虐待相談経路別受付件数(令和5年度)



虐待相談種類別受付件数(最近10年間)



虐待相談受付件数年度別推移

(単位:件)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	中央	南部	西部	中央	南部	西部	中央	南部	西部	中央	南部	西部	中央	南部	西部
受付件数	569	169	142	608	183	128	669	147	94	790	136	113	944	145	92
合計	880			919			910			1039			1,181		

年度別処理状況

(単位:件)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	中央	南部	西部	中央	南部	西部	中央	南部	西部	中央	南部	西部	中央	南部	西部
児童福祉施設	22	14	11	13	2	12	23	8	9	21	7	8	45	3	5
里親・保護受託者委託	2	0	0	1	0	0	7	0	1	1	1	0	2	0	0
面接指導	486	118	98	540	152	104	586	114	79	696	102	68	853	112	78
その他	59	37	33	54	29	12	53	25	5	72	26	37	44	30	9
計	569	169	142	608	183	128	669	147	94	790	136	113	944	145	92
合計	880			919			910			1039			1,181		

虐待相談の経路(令和5年度)

(単位:件)

		家族・親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	中央	112	65	27	58	71	0	0	24	31	415	106	35	944
	南部	32	8	0	8	6	0	0	4	2	63	12	10	145
	西部	14	10	3	6	1	0	0	0	3	32	21	2	92
	計	158	83	30	72	78	0	0	28	36	510	139	47	1,181

虐待相談の主な虐待者(令和5年度)

(単位:件)

		実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	中央	364	88	473	2	17	944
	南部	55	15	72	1	2	145
	西部	40	6	41	0	5	92
	計	459	109	586	3	24	1,181

被虐待者の年齢・相談種別(令和5年度)

(単位:件)

	身体的虐待				性的虐待				ネグレクト				心理的虐待				計			
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
0～3歳未満	19	10	2	31	0	0	0	0	37	5	3	45	112	15	14	141	168	30	19	217
3～学齢前児童	62	27	5	94	0	0	0	0	63	3	1	67	121	21	13	155	246	51	19	316
小学生	114	13	7	134	6	1	0	7	63	3	8	74	130	23	16	169	313	40	31	384
中学生	61	6	5	72	1	0	0	1	30	1	1	32	60	8	6	74	152	15	12	179
高校生・その他	23	3	2	28	0	0	1	1	16	0	4	20	26	6	4	36	65	9	11	85
計	279	59	21	359	7	1	1	9	209	12	17	238	449	73	53	575	944	145	92	1,181

福祉事務所別相談件数(令和5年度)

(単位:件)

福祉事務所	徳島市	鳴門市	小松島市	阿南市	吉野川市	阿波市	美馬市	三好市	8市計
件数	487	98	59	103	45	38	28	29	887
福祉事務所	東部	南部	西部	県福祉計	県外	合 計			
件数	200	27	35	262	32	1,181			

(カ) その他

依然として多発傾向にある児童虐待に対し、迅速で組織的な対応が行えるよう、組織体制を強化するとともに、緊急受理会議の開催等により、虐待の発見や通告に対して適時・適切な相談援助活動に努めています。

また、困難事例に対応するため設置している「危機介入援助チーム」（医師等の専門家で構成）や、非常勤弁護士の配置により、児童福祉法第28条による家庭裁判所への申立等に関して、専門的な視点からの援助を受けています。

さらに、関係機関との連携が重要であることから、各地域等で行う協議会及び事例検討会等に積極的に参加し、情報共有等に努めました。

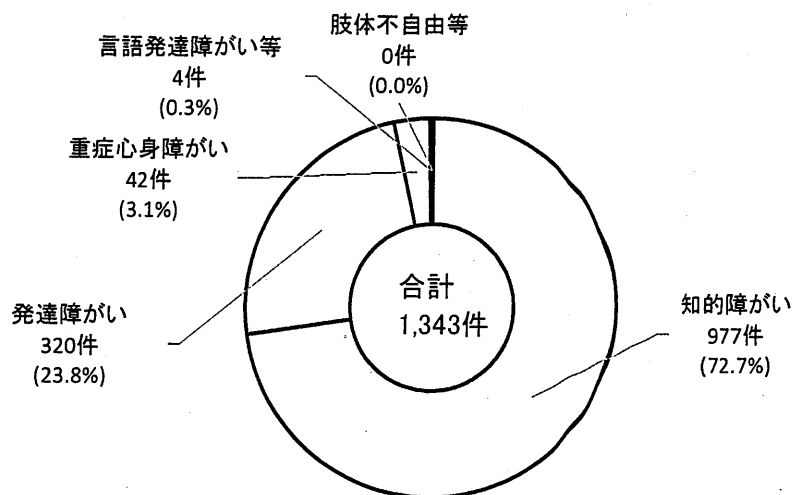
イ 障がい相談

(ア) 相談受付件数

令和5年度の障がい相談受付件数は、中央1,020件、南部212件、西部111件、合計1,343件であり、全相談件数の中で占める割合が43.6%となっています。

なお、障がい相談の中でも知的障がい及び発達障がい相談に関する相談件数の占める割合が96.6%と高くなっています。

障がい相談障がい別受付件数(令和5年度)



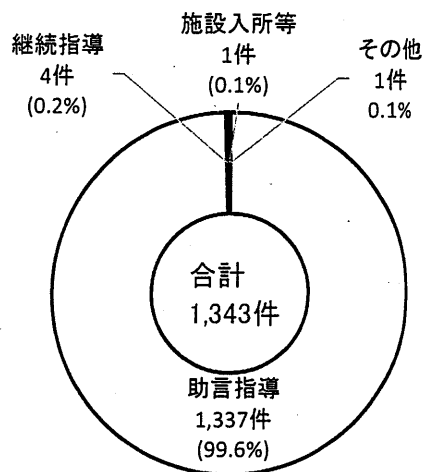
(イ) 年齢別受付状況

相談種別毎の年齢別受付状況では、知的障がい、発達障がいの相談が幼児期の3歳児以降増えはじめ、児童期の5歳、中学在籍年齢である12～14歳の思春期に集中しています。

(ウ) 相談処理状況

助言指導が中央1,015件、南部212件、西部110件、合計1,337件で、全体の99.6%とほとんどを占めています。

障がい相談処理件数(令和5年度)



ウ 非行相談

(ア) 相談受付件数

令和5年度に取り扱った非行相談受付件数は、中央60件、南部7件、西部0件、合計67件で、これは、全相談件数の2.2%にあたります。

(イ) 年齢別受付状況

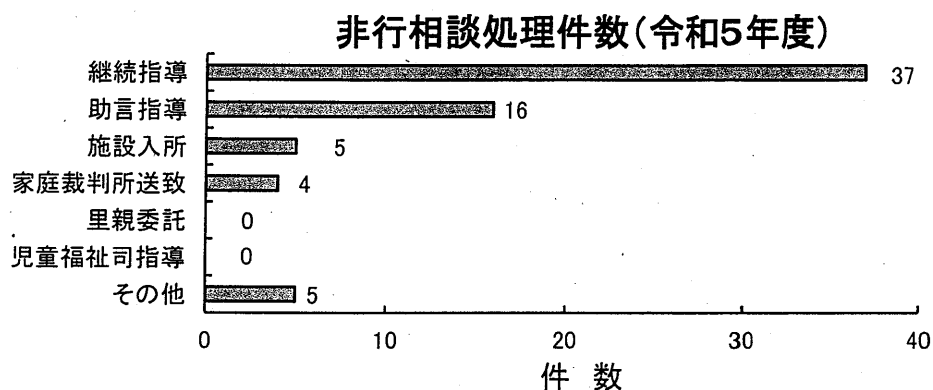
令和5年度は、全体として、非行相談受付件数の約6割が、13歳から15歳の年齢層に集中しています。ぐ犯行為等相談は14歳をピークに6歳から17歳まで、触法行為等相談については13歳をピークに10歳から17歳までの相談に応じています。

(ウ) 相談処理状況

児童福祉司の面接による継続指導で処理したものが最も多く、中央32件、南部5件、西部0件、合計37件で全体の55.2%を占めています。

近年は、非行性が高く発達障がい等の問題のある児童や、家族関係等の調整を要するような困難事例が増加してきています。

また、在宅指導が困難なものについて、児童自立支援施設等への入所措置を5件（中央5件、南部0件、西部0件）行いました。



エ 育成相談

(ア) 相談受付件数

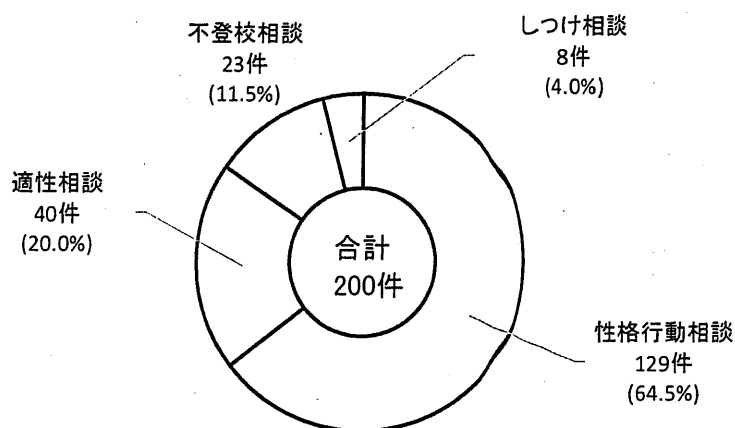
令和5年度に取り扱った育成相談件数は、中央163件、南部26件、西部11件、合計200件で、前年より6件増加しています。

(イ) 種類別受付状況

性格行動相談が最も多く、129件で全体の64.5%を占めています。

性格行動相談は、児童の人格の発達上問題となる反抗、家庭内暴力、落ち着きがないなど行動上の問題に関するものが多くなっています。

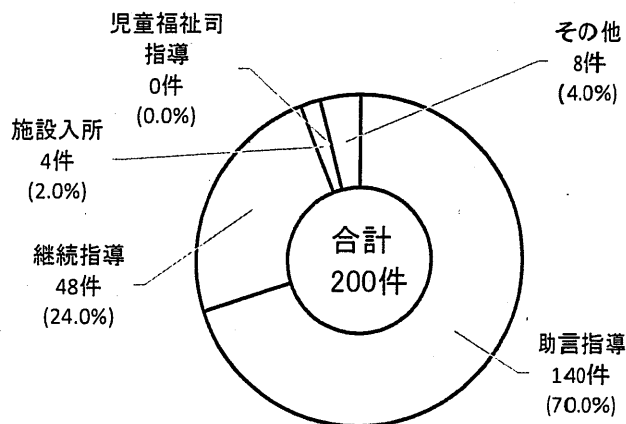
育成相談種類別受付件数(令和5年度)



(ウ) 相談処理状況

児童福祉司等による助言指導が70.0%を占めています。

育成相談処理状況(令和5年度)



(2) 判定業務

① 判定実施状況

医学的診断指導は、中央299件、南部44件、西部52件、合計395件で、その内容は療育手帳の新規交付にあたっての障がい診断が中心となっています。

心理診断指導は、中央3,168件、南部1,012件、西部836件、合計5,016件となっており、うち児童に関して、中央1,940件、南部576件、西部302件、合計2,818件実施し、その中で最も多いのは、面接・観察・指導が1,742件で61.8%で、以下、知能検査が760件で27.0%、発達検査が141件で5.0%、人格検査が136件で4.8%となっています。

面接・観察・指導とは、児童心理司が行った面接、行動観察、これらの結果に基づく助言指導等で、知能検査では、主として知能発達の程度や知能構造等を把握し、人格検査は、児童の性格行動の特徴を理解して効果的な指導を行う目的で実施しています。

なお、保護者に対する心理診断指導は、1,277件となっています。

② 心理療法・カウンセリング実施状況

虐待ケースの保護者に対しては医師によるカウンセリングを、被虐待児童や発達障がい等により情緒不安定な児童に対しては児童心理司による心理療法を、また、虐待やぐ犯ケースについては、児童福祉司による継続指導を実施しており、その実施状況は18,363件で、内訳としては児童に3,172件(17.3%)、保護者に6,941件(37.8%)、その他関係者に8,250件(44.9%)となっています。

③ その他の判定業務

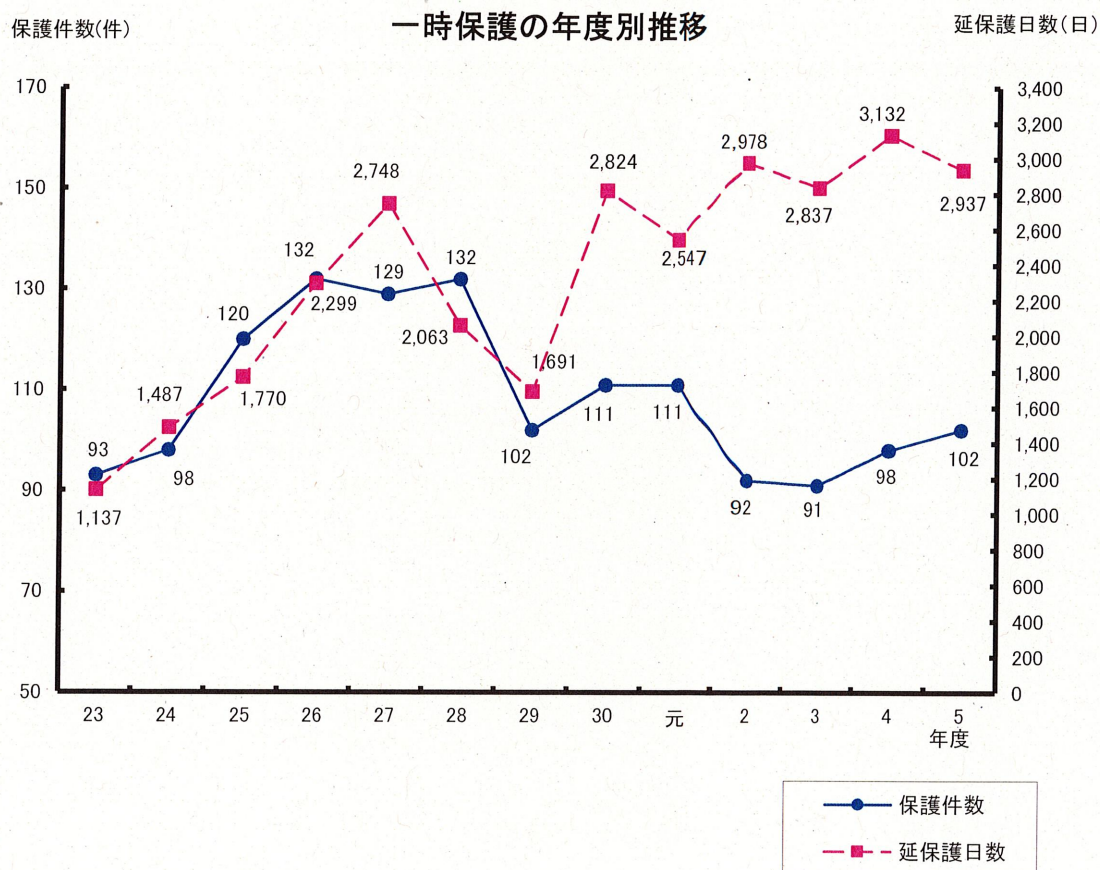
心身障がい児に対して、療育手帳判定、障がい福祉サービス利用のための判定意見書作成等を実施しています。

療育手帳を所持することにより各種福祉制度が利用しやすくなるため、療育手帳判定を行っています。(中央523件、南部99件、西部55件、合計677件)

(3) 一時保護業務

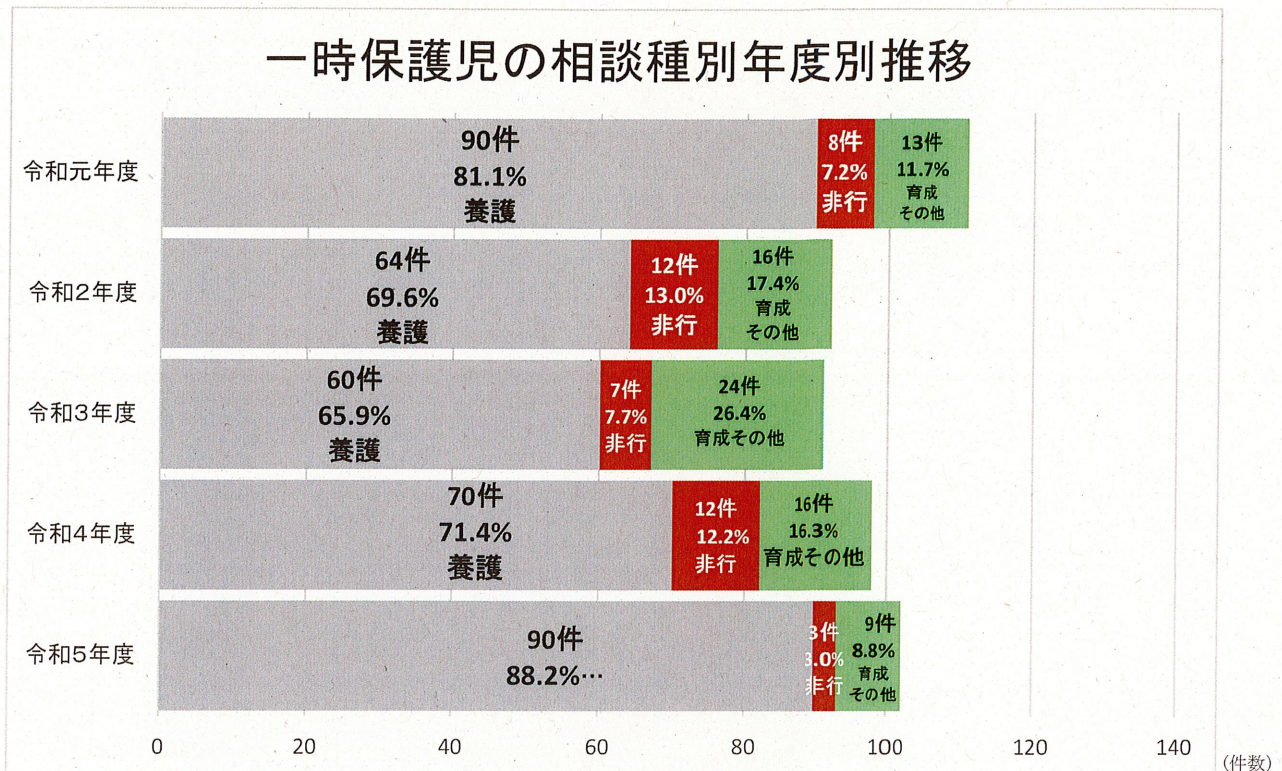
① 一時保護状況

中央こども女性相談センターの一時保護所における保護状況は、保護件数・延保護日数ともに、平成23年度以降は概ね増加傾向で推移していましたが、平成29年度には一旦ともに減少しました。平成30年度以降は保護件数はほぼ横ばいの状況ですが、延保護日数は増加傾向です。令和5年度は保護件数は102件で昨年度より増加、延保護日数は2,937日で昨年度より減少しています。



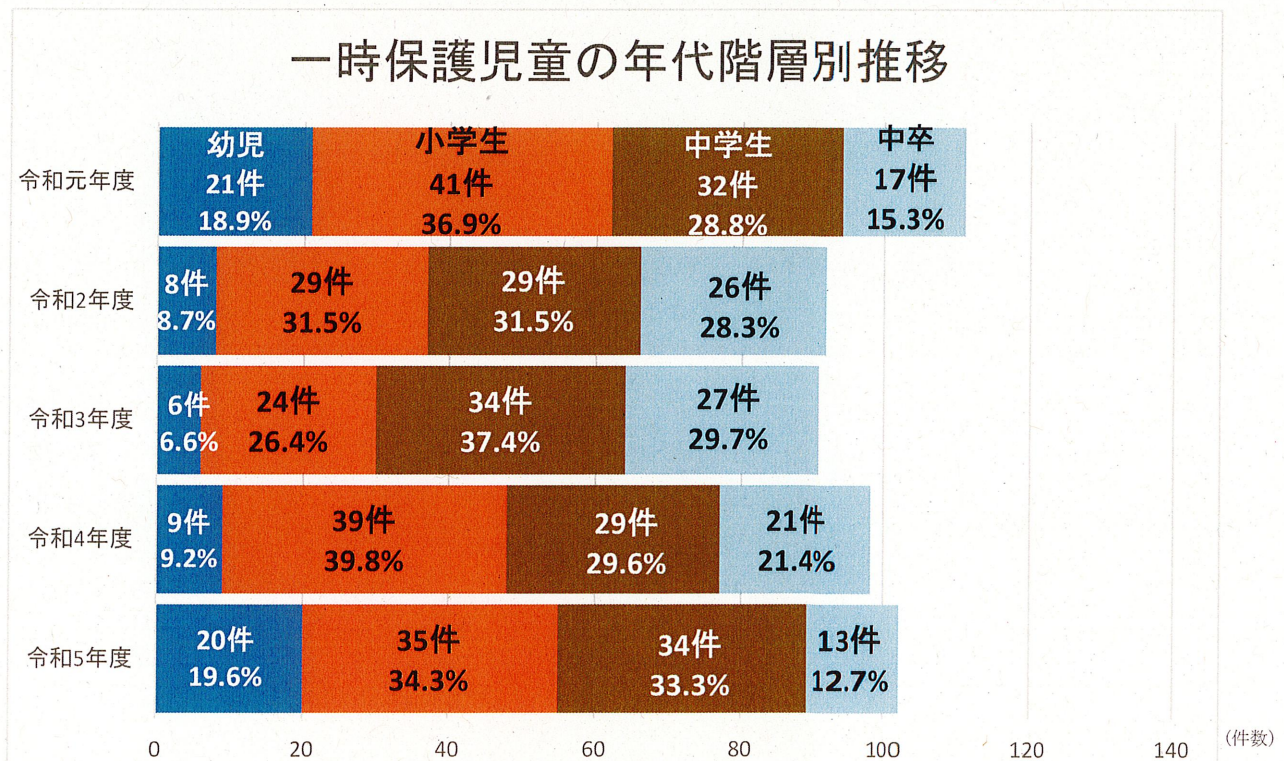
② 一時保護児の相談種別状況

令和5年度の保護件数102件のうち、養護ケースは90件で前年度より20件増加、非行ケースは3件で9件減少、育成その他が9件で7件の減少となっています。



③ 年代階層別一時保護状況

令和5年度は、前年度と比較して、幼児の保護件数が9件から20件、中学生が29件から34件と増加し、小学生が39件から35件に減少しています。



(4) その他の主要業務及び事業

業務・事業名	内 容
移動児童相談	在宅心身障がい児を対象とした移動相談を実施する。
1歳6か月児・3歳児 精神発達精密健診 及び事後指導	市町村が行う1歳6か月児・3歳児健診の結果、特に精神発達面に課題のある子どもについて、精密な健診・指導を行うとともに、事後指導を行う。
関係機関等との連 携・支援等	児童を支援する関係機関との連携強化を図るため、連絡会議を開催するとともに、他機関が主催する会議に参加する。 また、関係機関からの要請に応じ、研修会等に関係職員を講師として派遣し、児童福祉の推進を図る。

4 参考資料

第1表 人口等の推移

年	項目	総人口(人)	児童人口(人)	出生児数(人)	合計特殊出生率	
					本県	全国
平成17年		810,285	132,735	5,914	1.26	1.26
平成22年		784,725	120,450	5,904	1.40	1.39
平成25年		770,831	114,595	5,665	1.43	1.43
平成26年		765,247	113,036	5,502	1.46	1.42
平成27年		759,047	111,477	5,586	1.55	1.46
平成28年		751,280	107,410	5,346	1.51	1.44
平成29年		744,837	105,485	5,182	1.51	1.43
平成30年		737,939	103,493	4,998	1.52	1.42
令和元年		731,069	101,343	4,554	1.46	1.36
令和2年		723,198	99,063	4,521	1.45	1.34
令和3年		714,606	94,039	4,337	1.44	1.30
令和4年		705,876	92,202	4,148	1.42	1.26
令和5年		697,733	90,357	3,903	1.36	1.20

注) ・令和5年の「総人口」「児童人口」は徳島県年齢別推計調査(令和5.4.1現在)による。
 ・「出生児数」「合計特殊出生率」は、令和5年人口動態統計月報年計(概数)による。

第2表 年度別相談種類別受付状況

(単位:件)

		養護相談		保 健 相 談	障　が　い　相　談						非行相談		育　成　相　談				そ の 他 の 相 談	計
		虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	言 語 発 達 障 が い	重 症 心 身 障 が い	知 的 障 が い	発 達 障 が い	ぐ 犯 行 為	触 法 行 為	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し っ け		
令和 元年度	中央	569	163	0	0	0	5	23	585	212	11	13	79	24	9	0	0	1,693
	南部	169	33	0	0	0	10	10	140	37	6	2	13	1	0	0	0	421
	西部	142	4	0	0	0	14	10	87	23	1	0	13	0	10	2	2	308
	計	880	200	0	0	0	29	43	812	272	18	15	105	25	19	2	2	2,422
令和 2年度	中央	608	180	0	0	1	0	34	608	195	22	9	75	15	20	0	0	1,767
	南部	183	32	0	0	0	3	2	84	32	10	2	19	2	0	0	0	369
	西部	128	8	0	0	0	14	8	81	26	0	0	14	4	2	4	0	289
	計	919	220	0	0	1	17	44	773	253	32	11	108	21	22	4	0	2,425
令和 3年度	中央	669	196	0	0	0	0	27	687	228	17	10	111	15	38	1	0	1,999
	南部	147	10	0	0	0	0	5	96	45	3	2	10	3	0	1	0	322
	西部	94	11	0	0	0	3	3	85	32	0	0	7	3	5	1	0	244
	計	910	217	0	0	0	3	35	868	305	20	12	128	21	43	3	0	2,565
令和 4年度	中央	790	271	0	0	0	2	17	694	206	32	26	105	19	27	2	0	2,191
	南部	136	29	0	0	0	1	7	111	44	8	0	15	7	0	2	0	360
	西部	113	5	0	0	0	0	8	109	27	0	1	11	1	4	1	0	280
	計	1039	305	0	0	0	3	32	914	277	40	27	131	27	31	5	0	2,831
令和 5年度	中央	959	216	2	0	0	1	29	761	229	36	24	98	19	38	8	0	2,420
	南部	147	38	0	0	0	1	6	143	62	6	1	22	4	0	0	0	430
	西部	92	18	0	0	0	2	7	73	29	0	0	9	0	2	0	0	232
	計	1,198	272	2	0	0	4	42	977	320	42	25	129	23	40	8	0	3,082

第3表 年度別相談経路別受付状況

(単位:件)

年度	経路	都道府県・市町村			児童福祉施設等	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等		里保 保護受託者	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	再掲 巡回相談
		福祉事務所	児童委員	その他						保健	医療機関	学等	教育委員会							
令和元年度	中央	504	1	46	47	1	0	287	0	0	22	82	7	4	574	99	8	11	1,693	49
	南部	112	0	23	9	0	0	41	0	0	8	24	0	2	172	16	14	0	421	0
	西部	95	0	34	10	0	0	36	1	0	6	18	0	1	92	10	4	1	308	25
	計	711	1	103	66	1	0	364	1	0	36	124	7	7	838	125	26	12	2,422	74
令和2年度	中央	471	0	43	46	5	0	345	1	4	29	79	3	1	564	145	9	22	1,767	30
	南部	67	0	22	19	0	0	68	0	1	5	29	6	0	120	23	7	2	369	5
	西部	67	0	31	6	0	0	35	0	0	1	17	2	1	123	4	0	2	289	17
	計	605	0	96	71	5	0	448	1	5	35	125	11	2	807	172	16	26	2,425	52
令和3年度	中央	550	0	55	39	0	0	371	0	0	21	84	5	5	705	133	21	10	1,999	32
	南部	85	0	3	5	0	0	70	0	0	7	18	0	0	123	5	5	1	322	1
	西部	53	0	45	14	0	0	21	0	0	0	13	0	0	82	11	5	0	244	24
	計	688	0	103	58	0	0	462	0	0	28	115	5	5	910	149	31	11	2,565	57
令和4年度	中央	539	0	85	48	2	2	472	0	0	17	116	10	1	731	111	23	34	2,191	40
	南部	100	0	25	1	0	0	68	0	0	9	15	1	0	129	7	1	2	358	4
	西部	39	0	56	12	0	3	22	0	0	5	8	0	1	119	7	5	3	280	15
	計	678	0	166	61	2	5	562	0	0	31	139	11	2	979	125	29	39	2,829	59
令和5年度	中央	659	0	105	59	1	9	469	2	0	42	142	6	0	746	119	34	27	2,420	43
	南部	120	0	8	7	0	0	83	0	0	6	15	1	0	172	9	5	4	430	0
	西部	7	0	57	3	0	0	36	0	0	1	24	0	0	79	18	3	4	232	22
	計	786	0	170	69	1	9	588	2	0	49	181	7	0	997	146	42	35	3,082	65

第4表 年齢別相談受付状況(令和5年度)

中央児童相談所

(単位:件)

相談種類 年齢	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	(再掲)		
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障がい	言語障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ			児童虐待	通告いじめ相談	児童被害相談等
0歳	58	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	89	59	0	0
1歳	54	14	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	73	53	0	0
2歳	58	31	0	0	0	0	1	7	0	0	0	2	0	0	0	0	99	70	0	0
3歳	74	17	1	0	0	1	4	59	10	0	0	2	0	2	0	0	170	78	0	0
4歳	66	18	0	0	0	0	1	31	6	0	0	1	0	3	1	0	127	65	0	0
5歳	48	15	0	0	0	0	2	67	27	0	0	3	0	1	3	0	166	48	0	0
6歳	66	12	1	0	0	0	2	48	17	1	0	2	0	5	1	0	155	59	0	0
7歳	59	4	0	0	0	0	5	47	18	0	0	5	0	4	0	0	142	56	0	0
8歳	62	11	0	0	0	0	0	27	11	0	0	4	0	5	0	0	120	55	0	0
9歳	50	9	0	0	0	0	0	52	12	0	0	6	0	6	0	0	135	41	0	0
10歳	40	7	0	0	0	0	1	53	17	0	1	9	3	4	1	0	136	37	0	0
11歳	54	6	0	0	0	0	1	36	13	7	0	9	3	2	0	0	131	51	0	0
12歳	50	7	0	0	0	0	3	73	23	6	3	14	3	1	0	0	183	45	0	0
13歳	57	10	0	0	0	0	1	43	20	4	11	6	4	1	0	0	157	55	0	0
14歳	62	14	0	0	0	0	2	65	16	7	7	11	2	2	0	0	188	54	0	0
15歳	36	1	0	0	0	0	1	27	14	5	1	8	2	1	0	0	96	33	0	0
16歳	34	2	0	0	0	0	5	59	9	5	0	9	2	1	0	0	126	32	0	0
17歳	16	4	0	0	0	0	0	59	16	1	1	5	0	0	0	0	102	18	0	0
18歳以上	15	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0	0	25	1	0	0
- 計	959	216	2	0	0	1	29	761	229	36	24	98	19	38	8	0	2,420	910	0	0

南部児童相談所

(単位:件)

相談 種類 年齢	養護相談		保 健 相 談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の 相談	計	(再掲)		
	虐待	その他		肢体不自由	視覚障がい	言語障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ			児童虐待	通告いじめ相談	被害児童売春等
0歳	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	9	0	0
1歳	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	7	0	0
2歳	12	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	8	0	0
3歳	12	3	0	0	0	0	0	9	6	0	0	0	0	0	0	0	30	8	0	0
4歳	11	0	0	0	0	0	1	7	2	0	0	0	0	0	0	0	21	8	0	0
5歳	18	1	0	0	0	0	1	16	6	0	0	1	0	0	0	0	43	13	0	0
6歳	10	3	0	0	0	0	0	6	5	0	0	0	0	0	0	0	24	8	0	0
7歳	9	0	0	0	0	0	2	5	3	0	0	0	0	0	0	0	19	7	0	0
8歳	5	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0	11	3	0	0
9歳	9	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	11	7	0	0
10歳	6	2	0	0	0	0	0	9	5	0	0	2	0	0	0	0	24	6	0	0
11歳	6	1	0	0	0	0	0	7	4	0	0	1	1	0	0	0	20	7	0	0
12歳	6	1	0	0	0	0	0	6	4	0	0	0	1	0	0	0	18	3	0	0
13歳	7	2	0	0	0	0	0	12	7	0	0	1	1	0	0	0	30	4	0	0
14歳	6	5	0	0	0	0	0	9	4	3	1	4	1	0	0	0	33	5	0	0
15歳	3	3	0	0	0	0	2	5	6	2	0	3	0	0	0	0	24	3	0	0
16歳	4	1	0	0	0	0	0	21	5	1	0	1	0	0	0	0	33	3	0	0
17歳	2	2	0	0	0	0	0	13	4	0	0	5	0	0	0	0	26	2	0	0
18歳以上	3	2	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0
計	147	38	0	0	0	1	6	143	62	6	1	22	4	0	0	0	430	111	0	0

西部児童相談所

(単位:件)

相談 種類 年齢	養護相談		保 健 相 談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の 相談	計	(再掲)		
	虐待	その他		肢体不自由	視覚障がい	言語障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ			児童虐待	通告いじめ相談	被害児童売春等
0歳	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	0	0
1歳	6	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5	0	0
2歳	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0	0
3歳	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7	6	0	0
4歳	10	1	0	0	0	0	0	6	5	0	0	0	0	0	0	0	22	10	0	0
5歳	2	1	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	11	2	0	0
6歳	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	4	0	0
7歳	3	0	0	0	0	1	2	3	4	0	0	0	0	0	0	0	13	2	0	0
8歳	8	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	12	6	0	0
9歳	3	1	0	0	0	1	0	5	1	0	0	1	0	0	0	0	12	4	0	0
10歳	5	0	0	0	0	0	0	10	5	0	0	1	0	0	0	0	21	3	0	0
11歳	7	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	2	0	0	0	0	13	3	0	0
12歳	5	2	0	0	0	0	2	8	2	0	0	1	0	0	0	0	20	6	0	0
13歳	2	1	0	0	0	0	0	6	6	0	0	1	0	0	0	0	16	3	0	0
14歳	3	0	0	0	0	0	0	10	3	0	0	0	0	0	0	0	16	2	0	0
15歳	7	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	1	0	0	14	4	0	0
16歳	3	3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	8	3	0	0
17歳	4	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	12	5	0	0
18歳以上	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0
計	92	18	0	0	0	2	7	73	29	0	0	9	0	2	0	0	232	83	0	0

合計

(単位:件)

相談 種類 年齢	養護相談		保 健 相 談	障がい相談						非行相談		育成相談				その 他の 相談	計	(再掲)		
	虐 待	そ の 他		肢体 不自由	視 聴 覚	障がい 言語 発達	障がい 重症 心身	知的 障がい	発達 障がい	ぐ 犯 行 為 等	相談 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	児し つけ・ 育			児童 虐待	通告 いじめ 相談	被害 相談 児童 売春 等
0歳	72	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	112	74	0	0
1歳	69	15	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	1	0	91	65	0	0
2歳	78	35	0	0	0	1	1	7	0	0	0	2	0	0	0	0	124	87	0	0
3歳	90	22	1	0	0	1	4	68	16	0	0	3	0	2	0	0	207	92	0	0
4歳	87	19	0	0	0	0	2	44	13	0	0	1	0	3	1	0	170	83	0	0
5歳	68	17	0	0	0	0	3	90	34	0	0	4	0	1	3	0	220	63	0	0
6歳	79	16	1	0	0	0	2	54	22	1	0	2	0	6	1	0	184	71	0	0
7歳	71	4	0	0	0	1	9	55	25	0	0	5	0	4	0	0	174	65	0	0
8歳	75	13	0	0	0	0	0	31	11	0	0	8	0	5	0	0	143	64	0	0
9歳	62	10	0	0	0	1	0	57	14	0	0	8	0	6	0	0	158	52	0	0
10歳	51	9	0	0	0	0	1	72	27	0	1	12	3	4	1	0	181	46	0	0
11歳	67	7	0	0	0	0	1	46	18	7	0	12	4	2	0	0	164	61	0	0
12歳	61	10	0	0	0	0	5	87	29	6	3	15	4	1	0	0	221	54	0	0
13歳	66	13	0	0	0	0	1	61	33	4	11	8	5	1	0	0	203	62	0	0
14歳	71	19	0	0	0	0	2	84	23	10	8	15	3	2	0	0	237	61	0	0
15歳	46	4	0	0	0	0	3	38	20	7	1	11	2	2	0	0	134	40	0	0
16歳	41	6	0	0	0	0	5	81	15	6	0	10	2	1	0	0	167	38	0	0
17歳	22	8	0	0	0	0	2	75	20	1	1	11	0	0	0	0	140	25	0	0
18歳以上	22	6	0	0	0	0	0	22	0	0	0	2	0	0	0	0	52	1	0	0
計	1,198	272	2	0	0	4	42	977	320	42	25	129	23	40	8	0	3,082	1,104	0	0

第5表 市町村別相談受付状況(令和5年度)

(単位:件)

相談 種類 市町村	養 護	保 健	肢 体	視 聴 覚	言 語 等	重 心	知 的	障 害 が い 達	ぐ 犯	触 法	性 行	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
徳島市	564	2	0	0	1	14	392	118	23	12	48	12	23	5	0	1,214
鳴門市	135	0	0	0	0	0	28	11	1	2	13	3	3	1	0	197
小松島市	77	0	0	0	0	5	65	15	2	0	9	0	2	0	0	175
阿南市	134	0	0	0	1	4	110	52	6	0	18	2	0	0	0	327
吉野川市	55	0	0	0	0	0	51	18	7	0	7	0	4	0	0	142
阿波市	41	0	0	0	0	4	46	13	0	0	4	0	1	0	0	109
美馬市	42	0	0	0	0	0	29	9	0	0	3	0	1	0	0	84
三好市	36	0	0	0	2	1	24	12	0	0	3	0	1	0	0	79
勝浦町	4	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	12
上勝町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石井町	45	0	0	0	0	2	35	8	2	1	3	0	1	0	0	97
神山町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
那賀町	8	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	13
美波町	7	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	2	0	0	0	17
牟岐町	2	0	0	0	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	10
海陽町	15	0	0	0	0	0	10	3	0	0	4	0	0	0	0	32
松茂町	29	0	0	0	0	1	28	11	0	0	0	1	0	0	0	70
北島町	49	0	0	0	0	0	30	4	0	0	1	0	0	0	0	84
藍住町	98	0	0	0	0	2	51	16	0	5	3	3	2	0	0	180
板野町	21	0	0	0	0	1	18	9	1	0	2	0	1	2	0	55
上板町	20	0	0	0	0	0	17	4	0	1	4	0	1	0	0	47
つるぎ町	18	0	0	0	0	4	10	2	0	0	1	0	0	0	0	35
東みよし町	29	0	0	0	0	2	9	5	0	0	2	0	0	0	0	47
県 外	40	0	0	0	0	0	4	2	0	3	3	0	0	0	0	52
計	1,470	2	0	0	4	42	977	320	42	25	129	23	40	8	0	3,082

第6表 年度別処理状況

(単位:件)

処遇 種類 年度		処 理 件 数 (年 度 中)																	未 処 理 件 数 (年 度 未 現 在)			施 設 入 所 待 機 (再 掲)
		面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	指 導・指 導委 託 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	市 町 村 指 導 委 託・送 致	＊ 福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒・警 約	児 童 福 祉 施 設		指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 第 二 十 七 条 第 1 項 第 4 号	そ の 他	計	施 設 入 所 待 機 (再 掲)				
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ つ せ ん							入 所	通 所 家庭裁判所送致(再掲) 法第二十七条の2による										
令和 元 年 度	中央	1,284	265	0	19	18	0	0	0	36	0	0	0	11	1	59	1,693	0	0	0		
	南部	268	82	0	5	0	0	2	9	0	21	0	0	4	0	30	421	0	0	0		
	西部	181	80	0	1	0	0	0	6	0	12	0	0	0	0	28	308	0	0	0		
	計	1,733	427	0	25	18	0	2	15	0	69	0	0	15	1	117	2,422	0	0	0		
令和 2 年 度	中央	1,431	214	15	15	0	0	0	0	25	0	0	0	5	0	62	1,767	0	0	0		
	南部	240	84	7	3	0	0	12	0	3	0	0	0	0	0	20	369	0	0	0		
	西部	159	88	13	2	0	0	2	0	15	0	0	0	2	0	8	289	0	0	0		
	計	1,830	386	3	20	0	0	14	0	43	0	0	0	7	0	90	2,425	0	0	0		
令和 3 年 度	中央	1,645	207	11	8	0	0	0	0	40	0	0	0	11	0	77	1,999	0	0	0		
	南部	199	74	10	10	0	0	3	0	9	0	0	0	0	0	17	322	0	0	0		
	西部	169	52	5	0	0	0	0	0	9	0	0	0	1	0	8	244	0	0	0		
	計	2,013	333	26	18	0	0	3	0	58	0	0	0	12	0	102	2,565	0	0	0		
令和 4 年 度	中央	1,644	366	21	4	0	0	0	0	46	0	0	0	6	0	104	2,191	0	0	0		
	南部	225	84	11	5	0	0	0	0	11	0	0	0	1	2	21	360	0	0	0		
	西部	175	58	7	3	0	0	0	0	8	0	0	0	1	0	28	280	0	0	0		
	計	2,044	508	39	12	0	0	0	0	65	0	0	0	8	2	153	2,831	0	0	0		
令和 5 年 度	中央	1,842	402	22	8	0	0	0	0	65	0	0	0	8	4	50	2,402	0	18	0		
	南部	274	110	13	10	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	12	425	0	5	1		
	西部	176	41	2	3	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	4	232	0	0	0		
	計	2,292	553	37	21	0	0	0	0	1	77	0	0	0	8	4	66	3,059	0	23	1	

* (知的障害者福祉司, 社会福祉主事指導を含む。)

第7表 相談種類別処理状況(令和5年度)

中央児童相談所

(単位:件)

処遇種類 相談種類		処 理 件 数 (年 度 中)																	未 処 理 件 数 (年度末現在)			
		面 接 指 導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター	指導・指導委託	市町村指導委託・送致	* 福祉事務所送致又は通知	訓戒・警約	児童福祉施設 入所	家庭裁判所送致(再掲) 法第二十七条の3による	通所	指定医療機関委託	里親委託	法第二十七条第1項第4号 による家庭裁判所送致	その他	計	施設入所待機(再掲)	施設入所待機(再掲)	
		助言指導	継続指導	他機関あつせん																		
養相 護談	児 童 虐 待	560	293	20	8	0	0	0	0	0	0	45	0	0	0	2	-	16	944	0	15	0
	そ の 他	134	38	2	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	5	-	22	213	0	3	0
保 健 相 談		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	2	0	0	0
障がい相談	肢 体 不 自 由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	言語発達障がい	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	1	0	0	0
	重症心身障がい	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	29	0	0	0
	知的障がい	759	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	761	0	0	0
	発達障がい	226	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	-	1	229	0	0	0
非相 行談	ぐ 犯 行 為	12	18	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	36	0	0	0
	触 法 行 為	2	14	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	4	0	24	0	0	0
育 成 相 談	性 格 行 動	57	31	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	-	7	98	0	0	0
	不 登 校	15	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	19	0	0	0
	適 性	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	38	0	0	0
	し つ け	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	8	0	0	0
そ の 他 の 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
計		1,842	402	22	8	0	0	0	0	1	65	0	0	0	8	4	50	2,402	0	18	0	0
再 掲	いじめ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

*(知的障がい者福祉司、社会福祉主事指導を含む。)

南部児童相談所

(単位:件)

処遇種類 相談種類		処 理 件 数 (年 度 中)																未 処 理 件 数 (年度末現在)			
		面 接 指 導			児童福祉司指導	児童委員指導	指導・指導委託 児童家庭支援セン ター	市町村指導委託・送致	福祉事務所送致又は通知	＊	訓 戒 ・ 警 約	児童福祉施設 入所 家庭裁判所送致（再掲） 法第二十七条の3による	通所	指定医療機関委託	里親委託	法第二十七条第1項第4号 による家庭裁判所送致	その他	計	施設入所待機（再掲）	施設入所待機（再掲）	
		助言指導	継続指導	他機関あつせん																	
養護談	児 童 虐 待	33	79	11	9	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	-	10	145	0	2	1
	そ の 他	12	17	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	-	2	35	0	3	0
保 健 相 談	肢 体 不 自 由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	障 がい 相 談																				
障 がい 相 談	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	言語発達障がい	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	1	0	0	0
	重症心身障がい	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	6	0	0	0
	知的障がい	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	143	0	0	0
	発達障がい	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	62	0	0	0
	そ の 他																				
非相 行談	ぐ 犯 行 為	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0
	触 法 行 為	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
育 成 相 談	性 格 行 動	11	9	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	-	0	22	0	0	0
	不 登 校	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	4	0	0	0
	適 性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	し つ け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
そ の 他 の 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
計		274	110	13	10	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	12	425	0	5	1
掲再	いじめ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0

*(知的障がい者福祉司、社会福祉主事指導を含む。)

西部児童相談所

(単位:件)

処遇種類 相談種類		処 理 件 数 (年 度 中)																	未 処 理 件 数 (年 度 末 現 在)				
		面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	指 導 ・ 指 導 委 託	市 町 村 指 導 委 託 ・ 送 致	* 福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 警 約	児 童 福 祉 施 設 入 所	家 庭 裁 判 所 送 致 (再 掲) 法 第 二 十 七 条 の 3 に よ る	通 所	指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 第 二 十 七 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致	そ の 他			計	施 設 入 所 待 機 (再 掲)	
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ つ せ ん																			施 設 入 所 待 機 (再 掲)
養 護 談 保	児 童 虐 待	43	35	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	-	4	92	0	0	0
	そ の 他	15	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	-	0	18	0	0	0
障 が い 相 談	健 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	肢 体 不 自 由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	視 聴 覚 障 が い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	言 語 発 達 障 が い	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	2	0	0	0
	重 症 心 身 障 が い	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	7	0	0	0
	知 的 障 が い	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	73	0	0	0
非 相 行 談	発 達 障 が い	28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	29	0	0	0
	ぐ 犯 行 為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育 成 相 談	触 法 行 為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	性 格 行 動	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	9	0	0	0
	不 登 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	適 性	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	2	0	0	0
し っ け		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
そ の 他 の 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
計		176	41	2	3	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	4	232	0	0	0
再 掲	い じ め 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	児 童 買 春 等 被 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0

* (知的障がい者福祉司、社会福祉主事指導を含む。)

合計

(単位:件)

処遇種類 相談種類		処 理 件 数 (年 度 中)																	未 処 理 件 数 (年 度 末 現 在)			
		面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	指 導 ・ 指 導 委 託	市 町 村 指 導 委 託 ・ 送 致	* 福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 警 約	児 童 福 祉 施 設 入 所	家 庭 裁 判 所 送 致 (再 掲) 法 第 二 十 七 条 の 3 に よ る	通 所	指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 第 二 十 七 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致	そ の 他	計			
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ つ せ ん																		
養護談	児 童 虐 待	636	407	33	20	0	0	0	0	0	0	53	0	0	0	2	-	30	1,181	0	17	1
	そ の 他	161	57	4	1	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	5	-	24	266	0	6	0
保	健 相 談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	2	0	0	0
障がい相談	肢 体 不 自 由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	言語発達障がい	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	4	0	0	0
	重症心身障がい	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	42	0	0	0
	知的障がい	975	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	977	0	0	0
	発達障がい	316	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	-	1	320	0	0	0
非相行談	ぐ 犯 行 為	14	22	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	42	0	0	0
	触 法 行 為	2	15	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	4	0	25	0	0	0
育成相談	性 格 行 動	74	43	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	-	7	129	0	0	0
	不 登 校	19	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	23	0	0	0
	適 性	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	40	0	0	0
	しつけ・育児	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	8	0	0	0
そ の 他 の 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
計		2,292	553	37	21	0	0	0	0	1	77	0	0	0	8	4	66	3,059	0	23	1	
再掲	いじめ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0

* (知的障がい者福祉司、社会福祉主事指導を含む。)

第8表 養護相談の年度別受付状況

(単位:件)

原因別 年 度		乗 児	家 出	死 亡	離 婚	傷 病	家族環境		そ の 他						措 置 変 更	措 置 延 長	計
							虐 待	そ の 他	家 庭 不 和	迷 子	未 婚 の 母	経 済 的 理 由	母 の 出 産	そ の 他			
令和 元年度	中 央	0	2	8	1	29	569	95	0	0	8	6	3	11	0	0	732
	南 部	0	1	1	4	6	169	9	3	0	5	0	0	4	0	0	202
	西 部	0	0	1	2	1	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	146
	計	0	3	10	7	36	880	104	3	0	13	6	3	15	0	0	1080
令和 2年度	中 央	0	0	0	2	41	608	120	2	0	9	2	2	2	0	0	788
	南 部	0	0	1	0	4	183	24	0	0	2	0	1	0	0	0	215
	西 部	0	0	0	0	1	128	2	0	0	5	0	0	0	0	0	136
	計	0	0	1	2	46	919	146	2	0	16	2	3	2	0	0	1,139
令和 3年度	中 央	0	0	3	1	41	669	132	1	0	2	8	0	8	0	0	865
	南 部	0	0	0	1	0	147	6	0	0	1	0	0	2	0	0	157
	西 部	0	0	0	1	2	94	7	0	0	0	0	0	1	0	0	105
	計	0	0	3	3	43	910	145	1	0	3	8	0	11	0	0	1,127
令和 4年度	中 央	0	1	4	0	57	790	156	5	0	15	21	1	11	0	0	1061
	南 部	0	0	4	0	14	136	10	0	0	0	0	0	1	0	0	165
	西 部	0	0	0	0	2	113	2	0	0	0	0	0	1	0	0	118
	計	0	1	8	0	73	1039	168	5	0	15	21	1	13	0	0	1,344
令和 5年度	中 央	0	0	0	4	95	944	92	7	0	4	10	0	1	0	0	1,157
	南 部	0	1	3	0	4	145	23	0	0	0	0	0	4	0	0	180
	西 部	0	0	2	0	0	92	13	2	0	0	0	1	0	0	0	110
	計	0	1	5	4	99	1,181	128	9	0	4	10	1	5	0	0	1,447

第9表 養護相談の年度別処理状況

(単位:件)

年 度	処理区分	児 施	童 設	福 入	社 所	里 親	委 託	面 接	指 導	そ の 他	計
令和 元年度	中央				31		10		616	75	732
					22		2		486	59	569
	南部				19		4		136	43	202
					14		0		118	37	169
	西部				12		0		99	35	146
令和 2年度					11		0		98	33	142
	計				62		14		851	153	1080
					47		2		702	129	880
	中央				21		5		689	73	788
					13		1		540	54	608
令和 3年度	南部				3		0		180	32	215
					2		0		152	29	183
	西部				14		2		108	12	136
					12		0		104	12	128
	計				38		7		977	117	1139
令和 4年度					27		1		796	95	919
	中央				32		11		747	75	865
					23		7		586	53	669
	南部				8		0		122	27	157
					8		0		114	25	147
令和 5年度	西部				9		1		87	8	105
					9		1		79	5	94
	計				49		12		956	110	1,127
					40		8		779	83	910
	中央				33		4		926	98	1061
令和 5年度					21		1		709	59	790
	南部				11		1		129	24	165
					7		1		109	19	136
	西部				8		1		79	30	118
					8		0		75	30	113
令和 5年度	計				52		6		1134	152	1,344
					36		2		893	108	1039
	中央				57		7		1047	46	1,157
					45		2		873	24	944
	南部				4		0		154	22	180
令和 5年度					3		0		123	19	145
	西部				6		0		97	7	110
					5		0		80	7	92
	計				67		7		1,298	75	1,447
					53		2		1076	50	1,181

第10表 養護相談の理由別処理状況(令和5年度)

(単位:件)

処遇種類	理 由	棄 児	家 出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	傷 病 (入院含む)	家 族 環 境		そ の 他	計
							虐 待	そ の 他		
児童福祉施設に入所	中央	0	0	0	0	7	45	2	3	57
	南部	0	0	0	0	1	3	0	0	4
	西部	0	0	1	0	0	5	0	0	6
里親委託	中央	0	0	0	0	2	2	1	2	7
	南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
面接指導	中央	0	0	0	4	71	873	87	12	1047
	南部	0	1	2	0	3	123	22	3	154
	西部	0	0	1	0	0	80	13	3	97
その他	中央	0	0	0	0	15	24	2	5	46
	南部	0	0	1	0	0	19	1	1	22
	西部	0	0	0	0	0	7	0	0	7
計	中央	0	0	0	4	95	944	92	22	1,157
	南部	0	1	3	0	4	145	23	4	180
	西部	0	0	2	0	0	92	13	3	110
合計		0	1	5	4	99	1,181	128	29	1,447

第11表 障がい相談の年度別相談受付状況

・肢体不自由相談

(単位:件)

区 分	新 規 相 談	施 設 措 置 児		特 児 ・ 障 が い 児 福祉手当等	就 学 児 判定意見書	計
		措 置 延 長	措 置 変 更			
令和 元年度	中央	0	0	0	0	0
	南部	0	0	0	0	0
	西部	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
令和 2年度	中央	0	0	0	0	0
	南部	0	0	0	0	0
	西部	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
令和 3年度	中央	0	0	0	0	0
	南部	0	0	0	0	0
	西部	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
令和 4年度	中央	0	0	0	0	0
	南部	0	0	0	0	0
	西部	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
令和 5年度	中央	0	0	0	0	0
	南部	0	0	0	0	0
	西部	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

・言語発達障がい等相談

(単位:件)

年 度	区 分	言 語 発 達 遅 滞	構 音 障 が い	吃	音	そ の 他	計
令和 元年度	中央	2	0	0	0	0	2
	南部	10	0	0	0	0	10
	西部	9	0	0	0	0	9
	計	21	0	0	0	0	21
令和 2年度	中央	0	0	0	0	0	0
	南部	3	0	0	0	0	3
	西部	6	0	0	0	8	14
	計	9	0	0	0	8	17
令和 3年度	中央	0	0	0	0	0	0
	南部	0	0	0	0	0	0
	西部	0	0	0	0	3	3
	計	0	0	0	0	3	3
令和 4年度	中央	1	0	0	0	1	2
	南部	0	0	0	0	1	1
	西部	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	2	3
令和 5年度	中央	1	0	0	0	0	1
	南部	1	0	0	0	0	1
	西部	0	0	0	0	2	2
	計	2	0	0	0	2	4

・重症心身障がい相談

(単位:件)

年 度	区 分	新 規 相 談	措 置 変 更	療 育 手 帳 判 定 等	計
令和 元年度	中 央	21	0	2	23
	南 部	5	0	5	10
	西 部	4	0	6	10
	計	30	0	13	43
令和 2年度	中 央	32	0	2	34
	南 部	2	0	0	2
	西 部	4	0	4	8
	計	38	0	6	44
令和 3年度	中 央	27	0	0	27
	南 部	4	0	1	5
	西 部	2	0	1	3
	計	33	0	2	35
令和 4年度	中 央	16	0	1	17
	南 部	4	0	3	7
	西 部	4	0	4	8
	計	24	0	8	32
令和 5年度	中 央	29	0	0	29
	南 部	3	0	3	6
	西 部	4	0	3	7
	計	36	0	6	42

・知的障がい相談

(単位:件)

年 度		区 分	新規相談	措置変更等	療育手帳	障がい 証明書	計
令和 元年度	中	央	172	0	413	0	585
	南	部	52	0	88	0	140
	西	部	30	0	57	0	87
		計	254	0	558	0	812
令和 2年度	中	央	208	0	400		608
	南	部	26	0	59		85
	西	部	29	0	52		81
		計	263	0	511	0	774
令和 3年度	中	央	225	0	462		687
	南	部	26	0	70		96
	西	部	25	0	60		85
		計	276	0	592	0	868
令和 4年度	中	央	235	0	459		694
	南	部	33	0	78		111
	西	部	39	0	69		108
		計	307	0	606	0	913
令和 5年度	中	央	238	0	523	0	761
	南	部	44	0	99	0	143
	西	部	22	0	51	0	73
		計	304	0	673	0	977

・発達障がい相談

(単位:件)

年 度		区 分	新規相談	措置変更等	療育手帳	障がい 証明書	計
令和 元年度	中	央	212	0	0	0	212
	南	部	36	0	1	0	37
	西	部	23	0	0	0	23
		計	271	0	1	0	272
令和 2年度	中	央	194	0	1	0	195
	南	部	32	0	1	0	33
	西	部	25	0	1	0	26
		計	251	0	3	0	254
令和 3年度	中	央	228	0	0	0	228
	南	部	44	0	1	0	45
	西	部	32	0	0	0	32
		計	304	0	1	0	305
令和 4年度	中	央	205	0	1	0	206
	南	部	44	0	0	0	44
	西	部	27	0	0	0	27
		計	276	0	1	0	277
令和 5年度	中	央	229	0	0	0	229
	南	部	62	0	0	0	62
	西	部	29	0	0	0	29
		計	320	0	0	0	320

・視聴覚障がい相談

令和5年度 3児相とも相談なし。

第12表 非行相談の年度別処理状況

(単位:件)

年度	区分	児童福祉施設入所	児童福祉司指導	訓戒・誓約	家庭裁判所送致	面接指導	その他	計
令和元年度	中央	4	1	0	1	18	0	24
	南部	0	0	0	0	5	3	8
	西部	0	0	0	0	1	0	1
	計	4	1	0	1	24	3	33
令和2年度	中央	2	0	0	0	28	1	31
	南部	0	0	0	0	10	2	12
	西部	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	0	0	38	3	43
令和3年度	中央	5	2	0	0	20	0	27
	南部	1	1	0	0	2	1	5
	西部	0	0	0	0	0	0	0
	計	6	3	0	0	22	1	32
令和4年度	中央	8	1	0	0	46	3	58
	南部	0	0	0	2	4	2	8
	0	0	0	0	0	1	0	1
	計	8	1	0	2	51	5	67
令和5年度	中央	5	0	1	4	46	4	60
	南部	0	0	0	0	7	0	7
	西部	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	0	1	4	53	4	67

第13表 育成相談の年度別相談受付状況

(単位:件)

年度	区分	性格行動	不登校	適性	しつけ	計
令和元年度	中央	79	24	9	0	112
	南部	13	1	0	0	14
	西部	13	0	10	2	25
	計	105	25	19	2	151
令和2年度	中央	75	15	20	0	110
	南部	19	2	0	0	21
	西部	14	4	2	4	24
	計	108	21	22	4	155
令和3年度	中央	111	15	38	1	165
	南部	10	3	0	1	14
	西部	7	3	5	1	16
	計	128	21	43	3	195
令和4年度	中央	105	19	27	2	153
	南部	15	7	0	2	24
	西部	11	1	4	1	17
	計	131	27	31	5	194
令和5年度	中央	98	19	38	8	163
	南部	22	4	0	0	26
	西部	9	0	2	0	11
	計	129	23	40	8	200

第14表 育成相談の処理状況(令和5年度)

(単位:件)

区分 処理			性 格 行 動	不 登 校	適 性	しつけ・育児	計
面接指導	助 言 導	中央	57	15	38	7	117
		南部	11	4	0	0	15
		西部	6	0	2	0	8
		計	74	19	40	7	140
	継 続 導	中央	31	4	0	1	36
		南部	9	0	0	0	9
		西部	3	0	0	0	3
		計	43	4	0	1	48
	他機関 あっせん	中央	0	0	0	0	0
		南部	0	0	0	0	0
		西部	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
児童福祉 施設入所	中央	2	0	0	0	2	
	南部	2	0	0	0	2	
	西部	0	0	0	0	0	
	計	4	0	0	0	4	
その他	中央	8	0	0	0	8	
	南部	0	0	0	0	0	
	西部	0	0	0	0	0	
	計	8	0	0	0	8	
合計			129	23	40	8	200

第15表 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等(令和5年度)

中央児童相談所

(単位:件)

内 訳 区 分	調 査 ・ 断 ・ 社 指 ・ 会 導	医学的診断指導			心 理 診 断 指 導					そ 診 の 断 他 指 の 導	心理療法・カウンセリング等			
		診 指 断 ・ 導	医 検 学 的 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 査	面 察 接 ・ 指 観 導		医 師	児 司 童 心 理 等	児 司 童 福 祉 等	そ の 所 他 員
児童	3,999	215	0	0	579	105	98	34	1,124	0	1	728	1,995	39
(再掲)児童虐待	2,897	3	0	0	98	9	71	30	730	0	1	567	1,368	30
(再掲)非行	182	1	0	0	0	0	7	0	119	0	0	91	300	1
保護者	4,765	84	0	0	0	0	0	0	841	0	30	261	5,410	16
(再掲)児童虐待	3,605	1	0	0	0	0	0	0	251	0	23	195	3,055	4
(再掲)非行	220	1	0	0	0	0	0	0	78	0	0	28	484	0
その他	7,328	0	0	0	0	1	1	0	385	0	21	221	6,827	0
(再掲)児童虐待	5,580	0	0	0	0	0	1	0	252	0	13	184	5,604	0
(再掲)非行	259	0	0	0	0	0	0	0	54	0	0	31	444	0
計	16,092	299	0	0	579	106	99	34	2,350	0	52	1,210	14,232	55
(再掲)児童虐待	12,082	4	0	0	98	9	72	30	1,233	0	37	946	10,027	34
(再掲)非行	661	2	0	0	0	0	7	0	251	0	0	150	1,228	1

南部児童相談所

(単位:件)

内 訳 区 分	調 査 ・ 断 ・ 社 指 ・ 会 導	医学的診断指導			心 理 診 断 指 導					そ 診 の 断 他 指 の 導	心理療法・カウンセリング等			
		診 指 断 ・ 導	医 検 学 的 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 査	面 察 接 ・ 指 観 導		医 師	児 司 童 心 理 等	児 司 童 福 祉 等	そ の 所 他 員
児童	1,026	44	0	0	110	15	7	5	439	0	0	99	0	10
(再掲)児童虐待	714	3	0	0	9	0	5	4	238	0	0	94	0	7
(再掲)非行	61	1	0	0	2	0	0	0	6	0	0	5	0	0
保護者	2,071	0	0	0	0	0	0	0	205	0	0	20	0	10
(再掲)児童虐待	1,565	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	15	0	7
(再掲)非行	66	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0	0
その他	3,254	0	0	0	0	0	0	0	231	0	0	54	0	0
(再掲)児童虐待	2,343	0	0	0	0	0	0	0	139	0	0	38	0	0
(再掲)非行	70	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
計	6,351	44	0	0	110	15	7	5	875	0	0	173	0	20
(再掲)児童虐待	4,622	3	0	0	9	0	5	4	427	0	0	147	0	14
(再掲)非行	197	1	0	0	2	0	0	0	13	0	0	10	0	0

西部児童相談所

(単位:件)

内 訳 区 分	調 査 断 ・ 社 会 導	医学的診断指導			心 理 診 断 指 導					そ 診 の 断 他 指 の 導	心理療法・カウンセリング等			
		診 指 断 ・ 導	医 検 学 的 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 検 査	面 察 接・指 観 導		医 師	児 司 童 心 理 等	児 司 童 福 祉 等	そ の 所 他 員
児童	234	37	2	0	71	21	31	0	179	0	0	5	295	0
(再掲)児童虐待	204	14	0	0	21	11	29	0	125	0	0	1	253	0
(再掲)非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保護者	664	13	0	0	0	0	0	0	231	0	0	0	1,194	0
(再掲)児童虐待	528	0	0	0	0	0	0	0	107	0	0	0	1,155	0
(再掲)非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1,079	0	0	0	0	0	0	0	303	0	0	0	1,127	0
(再掲)児童虐待	910	0	0	0	0	0	0	0	246	0	0	0	1,010	0
(再掲)非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,977	50	2	0	71	21	31	0	713	0	0	5	2,616	0
(再掲)児童虐待	1,642	14	0	0	21	11	29	0	478	0	0	1	2,418	0
(再掲)非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

合 計

(単位:件)

内 訳 区 分	調 査 断 ・ 社 会 導	医学的診断指導			心 理 診 断 指 導					そ 診 の 断 他 指 の 導	心理療法・カウンセリング等			
		診 指 断 ・ 導	医 検 学 的 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 検 査	面 察 接・指 観 導		医 師	児 司 童 心 理 等	児 司 童 福 祉 等	そ の 所 他 員
児童	5,259	296	2	0	760	141	136	39	1,742	0	1	832	2,290	49
(再掲)児童虐待	3,815	20	0	0	128	20	105	34	1,093	0	1	662	1,621	37
(再掲)非行	243	2	0	0	2	0	7	0	125	0	0	96	300	1
保護者	7,500	97	0	0	0	0	0	0	1,277	0	30	281	6,604	26
(再掲)児童虐待	5,698	1	0	0	0	0	0	0	408	0	23	210	4,210	11
(再掲)非行	286	1	0	0	0	0	0	0	83	0	0	33	484	0
その他	11,661	0	0	0	0	1	1	0	919	0	21	275	7,954	0
(再掲)児童虐待	8,833	0	0	0	0	0	1	0	637	0	13	222	6,614	0
(再掲)非行	329	0	0	0	0	0	0	0	56	0	0	31	444	0
計	24,420	393	2	0	760	142	137	39	3,938	0	52	1,388	16,848	75
(再掲)児童虐待	18,346	21	0	0	128	20	106	34	2,138	0	37	1,094	12,445	48
(再掲)非行	858	3	0	0	2	0	7	0	264	0	0	160	1,228	1

第16表 重度加算適否判定の年度別取扱状況

(単位:件)

年度 区分	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
対象施設数	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
認定件数	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1

第17表 療育手帳年度別判定処理状況

(単位:件)

年度 区分	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
処理件数	391	94	63	548	403	60	57	520	462	72	60	594	450	77	74	601	523	99	55	677

第18表 一時保護の年度別保護・処理状況

(単位:件)

年度 区分	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度					
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計		
保護 状況	養護	65	15	10	90	41	17	6	64	42	14	4	60	52	7	11	70	77	10	3	90	
	非行	ぐ犯	4	1	0	5	3	7	0	10	6	0	0	6	7	0	0	7	1	0	0	1
		触法	3	0	0	3	2	0	0	2	1	0	0	1	5	0	0	5	2	0	0	2
	育成	性行	13	0	0	13	11	3	1	15	22	1	1	24	14	0	3	17	6	2	0	8
		不登校	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保護(迷子)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
況	計	85	16	10	111	58	27	7	92	71	15	5	91	78	7	14	99	87	12	3	102	
処理 状況	施設 入所	児童養護	12	2	2	16	11	2	0	13	17	6	3	26	12	0	4	16	15	2	0	17
		児童自立支援	4	1	0	5	3	1	0	4	5	1	0	6	9	0	0	9	2	0	0	2
		知的障がい児	0	1	1	2	0	0	0	0	2	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
		施設入所計	16	4	3	23	14	3	0	17	24	7	3	34	23	0	4	27	17	2	0	19
	里親	0	1	0	1	1	0	0	1	3	0	0	3	1	0	0	1	1	0	0	1	1
状況	帰宅	52	10	4	66	34	19	6	59	30	6	1	37	41	0	3	44	54	1	1	56	56
	その他	16	2	4	22	9	4	1	14	12	3	0	15	13	7	7	27	17	6	2	25	25
	計	84	17	11	112	58	26	7	91	69	16	4	89	78	7	14	99	89	9	3	101	101
況	年度末現在保護	6	0	0	6	6	1	0	7	6	0	1	7	6	0	0	6	4	3	0	7	7

注) 保護先別の延べ件数

第19表 一時保護の年度別保護件数及び保護日数

(単位:件)

区	分	保護件数	延日数	1日平均人員	1人平均日数
令和 元年度	中 央	85	1,941	5.3	22.8
	南 部	16	332	0.9	20.8
	西 部	10	274	0.8	27.4
	計	111	2,547	7.0	22.9
令和 2年度	中 央	58	1,898	5.2	32.7
	南 部	27	436	1.2	16.1
	西 部	7	644	1.8	92.0
	計	92	2,978	8.2	32.4
令和 3年度	中 央	71	2,301	6.3	32.4
	南 部	15	391	1.1	26.1
	西 部	5	145	0.4	29.0
	計	91	2,837	7.8	31.2
令和 4年度	中 央	78	2,490	6.8	31.9
	南 部	7	294	0.8	42.0
	西 部	14	348	1.0	24.9
	計	99	3,132	8.6	31.6
令和 5年度	中 央	87	2,659	7.3	30.6
	南 部	12	133	0.4	11.1
	西 部	3	145	0.4	48.3
	計	102	2,937	8.0	28.8

第20表 移動児童相談の実施状況(令和5年度)

・在宅心身障がい児を対象とした移動児童相談

中央児童相談所

実施日数	相談件数	対象福祉事務所名
11日	41件	吉野川市、阿波市、小松島市

南部児童相談所

実施日数	相談件数	対象福祉事務所名
0日	0件	

西部児童相談所

実施日数	相談件数	対象福祉事務所名
11日	23件	三好市

第21表 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健診及び事後指導の状況

・年度別実施状況

(単位:回・人)

区分			令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
			中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
1歳6か月児	精密健診	回数	1	4	5	10	2	2	4	8	1	0	1	2	5	0	0	5	1	0	0	1
		人員	1	4	5	10	2	1	4	7	1	0	1	2	5	0	0	5	0	0	0	0
	事後指導	回数	1	0	2	3	2	0	0	2	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	1
		人員	1	0	2	3	2	0	0	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳児	精密健診	回数	1	12	8	21	1	0	3	4	1	0	2	3	4	0	0	4	5	0	0	5
		人員	1	12	8	21	1	0	3	4	1	0	2	3	4	0	0	4	0	0	0	0
	事後指導	回数	1	0	4	5	1	0	2	3	1	0	2	3	0	0	1	1	5	0	1	6
		人員	1	0	4	5	1	0	2	3	1	0	2	3	0	0	1	1	0	0	1	1

第22表 関係機関との連携・支援等の状況(令和5年度)

・会議等(連携会議・処遇会議等)

中央児童相談所

主 催 者	回 数		
	相談業務	判定業務	計
児 童 相 談 所	24	2	26
福 祉 事 務 所・市 町 村	171	15	186
保 健 所	2	0	2
教 育 関 係 機 関	23	9	32
警 察 関 係 機 関	0	0	0
裁 判 所	0	0	0
児 童 福 祉 施 設	8	23	31
そ の 他	17	13	30
計	245	62	307

南部児童相談所

主 催 者	回 数		
	相談業務	判定業務	計
児 童 相 談 所	18	0	18
福 祉 事 務 所・市 町 村	40	7	47
保 健 所	0	0	0
教 育 関 係 機 関	8	6	14
警 察 関 係 機 関	0	0	0
裁 判 所	1	0	1
児 童 福 祉 施 設	7	2	9
そ の 他	7	0	7
計	81	15	96

西部児童相談所

主 催 者	回 数		
	相談業務	判定業務	計
児 童 相 談 所	24	0	24
福 祉 事 務 所・市 町 村	50	4	54
保 健 所	0	0	0
教 育 関 係 機 関	12	0	12
警 察 関 係 機 関	2	0	2
裁 判 所	1	0	1
児 童 福 祉 施 設	9	4	13
そ の 他	16	0	16
計	114	8	122

・関係機関等からの要請に基づく研修会等への講師派遣状況

中央児童相談所

派遣先	回数		
	相談業務	判定業務	計
福祉関係機関	12	14	26
保健関係機関	0	0	0
教育関係機関	3	4	7
警察関係機関	2	0	2
その他	21	1	22
計	38	19	57

注)連絡会議等と同時開催された研修会等含む。

南部児童相談所

派遣先	回数		
	相談業務	判定業務	計
福祉関係機関	3	0	3
保健関係機関	2	0	2
教育関係機関	0	0	0
警察関係機関	1	0	1
その他	8	0	8
計	14	0	14

注)連絡会議等と同時開催された研修会等含む。

西部児童相談所

派遣先	回数		
	相談業務	判定業務	計
福祉関係機関	12	3	15
保健関係機関	1	0	1
教育関係機関	0	0	0
警察関係機関	0	0	0
その他	0	0	0
計	13	3	16

注)連絡会議等と同時開催された研修会等含む。

第23表 おもちゃ図書館利用状況(令和5年度)

(単位:人)

	利用者数	一日平均利用者	備考
大人	0		休館中
子ども	0		
計	0	0	

第24表 児童福祉施設への措置状況(令和5年度)

中央児童相談所

(単位:か所・人)

施設種類	区 分	前 年 度 末 措 置 児 童 数	当年度中の増減		年 度 末 措 置 児 童 数
			入所数	退所数	
児 童 養 護 施 設	7	107	38	36	109
知 的 障 が い 児 施 設	3	19	10	5	24
肢 体 不 自 由 児 施 設		0	0	0	0
重 症 心 身 障 が い 児 施 設	1	3	0	0	3
児 童 心 理 治 療 施 設		0	0	0	0
指定医療機関(重症心身障がい児)	1	0	0	0	0
指定医療機関(肢体不自由児)	1	0	0	0	0
乳 児 施 設	1	15	12	10	17
児 童 自 立 支 援 施 設	1	10	4	8	6
フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	1	1	0	0	1
自 立 援 助 ホ ー ム	2	3	3	3	3
計		158	67	62	163

注)()内は県外施設分

南部児童相談所

(単位:か所・人)

施設種類	区 分	前 年 度 末 措 置 児 童 数	当年度中の増減		年 度 末 措 置 児 童 数
			入所数	退所数	
児 童 養 護 施 設	(1) 5	40	3	7	36
知 的 障 が い 児 施 設	2	3	0	0	3
肢 体 不 自 由 児 施 設		0	0	0	0
重 症 心 身 障 が い 児 施 設	1	1	0	0	1
児 童 心 理 治 療 施 設		0	0	0	0
指定医療機関(重症心身障がい児)		0	0	0	0
指定医療機関(肢体不自由児)		0	0	0	0
乳 児 施 設	1	3	1	1	3
児 童 自 立 支 援 施 設		0	0	0	0
フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	1	2	1	1	2
自 立 援 助 ホ ー ム		0	2	1	1
計		49	7	10	46

注)()内は県外施設分

西部児童相談所

(単位:か所・人)

施設種類	区 分	前 年 度 末 措 置 児 童 数	当年度中の増減		年 度 末 措 置 児 童 数
			入所数	退所数	
児 童 養 護 施 設	4	21	3	2	22
知 的 障 が い 児 施 設	1	16	2	3	15
肢 体 不 自 由 児 施 設	0	0	0	0	0
重 症 心 身 障 が い 児 施 設	0	0	0	0	0
児 童 心 理 治 療 施 設	0	0	0	0	0
指定医療機関(重症心身障がい児)	1	1	0	1	0
指定医療機関(肢体不自由児)	0	0	0	0	0
乳 児 施 設	1	1	1	0	2
児 童 自 立 支 援 施 設	0	0	0	0	0
フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	0	0	0	0	0
自 立 援 助 ホ ー ム	0	0	0	0	0
計		39	6	6	39

注)()内は県外施設分

第25表 里親委託の状況(令和5年度)

(単位:人)

	前年度末委託児数	当 年 度 中 の 増 減		年度末委託児数
		新規委託	委託解除	
中 央	29	8	5	32
南 部	2	0	0	2
西 部	4	0	0	4
計	35	8	5	38

第26表 児童福祉施設一覧

(1) 児童養護施設

(令和6年4月1日現在)

施設 の 名 称	設 置 主 体	定員	所 在 地	電 話
阿 波 国 慈 恵 院	社会福祉法人 阿 波 国 慈 恵 院	人 90	徳島市福島1-6-62	088 652-6649
徳 島 児 童 ホ ー ム	社会福祉法人 矯 風 会	60	徳島市川内町大松837番1	088 666-2828
常 楽 園	社会福祉法人 常 楽 園	40	徳島市国府町西矢野字源田780	088 642-0157
鳴 門 子 ど も 学 園	社会福祉法人 寿 福 祉 会	30	鳴門市里浦町里浦字坂田415-1	088 683-1201
た ち ば な 学 苑	財団法人 た ち ば な 学 苑	40	阿南市宝田町井関154-3	0884 22-3229
宝 田 寮	社会福祉法人 宝 田 寮	50	阿南市羽ノ浦町中庄ミタテフ3	0884 44-2675
加 茂 愛 育 園	社会福祉法人 愛 泉 会	30	三好郡東みよし町加茂2040	0883 82-3147

(2) 福祉型障がい児入所施設

施設 の 名 称	設 置 主 体	定員	所 在 地	電 話
障 害 児 入 所 施 設 未	社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団	人 60	徳島市国府町中369-1	088 642-4040
池 田 学 園	社会福祉法人 池 田 博 愛 会	40	三好市池田町州津井関1104-11	0883 72-0490
障 害 者 地 域 生 活 自 立 支 援 セ ン タ ー 「ばんそうS&S」児童部	社会福祉法人 柏 涛 会	10	海部郡美波町北河内本村344-1	0884 77-0434

(3) 児童発達支援センター

施設 の 名 称	設 置 主 体	定員	所 在 地	電 話
児童発達支援センター め だ か	社会福祉法人 大 麻 福 祉 の 町	人 30	小松島市横須町11-7	0885 32-6084
ね む の き	社会福祉法人 仁 栄 会	30	板野郡松茂町広島鉄の先23-1	088 699-2200
児童発達支援センター す ぎ の こ	社会福祉法人 池 田 博 愛 会	30	三好市池田町州津井関1104-11	0883 72-5223

(4) 医療型障がい児入所施設

施設 の 名 称	設 置 主 体	定員	所 在 地	電 話
徳島赤十字ひのみね総合 療 育 セ ン タ ー	日本赤十字社 徳 島 県 支 部	人 140	小松島市中田町新開4-1	0885 32-0903

(5) 指定医療機関

施設 の 名 称	設 置 主 体	定員	所 在 地	電 話
東徳島医療センター	独立行政法人 国立病院機構	人 156	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088 672-1171
徳島病院	独立行政法人 国立病院機構	12	吉野川市鴨島町敷地1354	0883 24-2161

(6) 乳児院

施設 の 名 称	設 置 主 体	定員	所 在 地	電 話
徳島赤十字乳児院	日本赤十字社 徳島県支部	人 45	小松島市中田町新開2-2	0885 32-0555

(7) 児童自立支援施設

施設 の 名 称	設 置 主 体	定員	所 在 地	電 話
徳島学院	徳島県	人 24	鳴門市大麻町板東字広塚35	088 689-1121

Ⅲ 女性支援部門の概要

Ⅲ 女性支援部門の概要

1 業務の内容

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく「女性相談支援センター」また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての業務を行い、困難な問題を抱える女性や、配偶者から暴力を受けている女性に対して広く相談に応じるとともに、自立のための必要な支援を行います。

なお、平成25年6月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正されたことに伴い、平成26年1月より生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者暴力防止法の対象となっています。

また、平成28年7月から、性暴力被害者への総合的な支援を行うために、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」を開設し相談支援を行っています。

(1) 相談

夫等の暴力、家族関係や人間関係、離婚問題、経済問題や、性暴力被害など、女性の抱える様々な問題について相談に応じています。また、必要に応じ関係機関を紹介します。

○電話相談

女性相談支援員が電話による相談に応じています。

○面接相談

相談希望者の来所面談に応じています。（予約制となっています。）

(2) 助言・支援

相談内容に応じた助言や必要な情報を提供するとともに、関係機関と連携しながら自立に向けた必要な支援を行います。

○各種制度・施策の活用、社会福祉施設の活用

○ハローワーク等の紹介、住宅等に関する情報の提供

○保護命令制度の利用援助

○裁判所等関係機関への同行支援

○各種証明の発行による支援

○専門医によるこころの相談（月1回・要予約）の実施

○弁護士による法律相談（月1回・要予約）の実施

○よりそいの樹とくしま

・医療的支援（診察、緊急医療、性感染症検査・治療薬の処方等）

・捜査関連支援

・心理的支援（カウンセリング）

・法的支援（法律相談）

(3) 一時保護

配偶者からの暴力等により緊急避難が必要な場合や、相談において保護する必要があると判断したときは、短期間保護します。この間、支援を必要とする女性に対しては、自立に向けた支援を行います。

(4) 啓発活動

県民のDV問題等に対する理解を広めるため、啓発活動を行います。

○啓発冊子の作成、配布

○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を含む

11月・12月の『ストップDV』強化推進月間」中における講演会や街頭啓発

○研修会等の機会を利用した啓発

2 令和5年度業務実績

(1) 相談業務

①相談件数

令和5年度の相談件数は2,350件、うちDVに関する相談は1,326件で、56.4%を占めています。

相談形態別では電話による相談が76.1%を占めています。

		中央	南部	西部	計
来所		268	164	30	462
	DV（再掲）	222	140	22	384
	障がい者（再掲）	21	13	4	38
	外国人（再掲）	7	0	9	16
	交際相手（準用外）からの暴力（再掲）	0	0	0	0
電話		1,353	259	176	1,788
	DV（再掲）	612	194	56	862
	障がい者（再掲）	330	26	6	362
	外国人（再掲）	18	6	5	29
	交際相手（準用外）からの暴力（再掲）	23	0	0	23
その他		16	40	44	100
	DV（再掲）	4	36	40	80
	障がい者（再掲）	1	15	3	19
	外国人（再掲）	4	1	3	8
	交際相手（準用外）からの暴力（再掲）	0	0	0	0
計（延べ件数）		1,637	463	250	2,350
	DV（再掲）	838	370	118	1,326
	障がい者（再掲）	352	54	13	419
	外国人（再掲）	29	7	17	53
	交際相手（準用外）からの暴力（再掲）	23	0	0	23
計（実人員）		602	113	81	796
	DV（再掲）	337	70	27	434
	障がい者（再掲）	43	8	7	58
	外国人（再掲）	7	2	3	12
	交際相手（準用外）からの暴力（再掲）	17	0	0	17

*DV:配偶者(元夫・内縁を含む)及び生活の本拠を共にする交際相手(元交際相手を含む)からの暴力被害相談。(交際相手については平成26年1月3日より。)DVの定義については以降同じ。

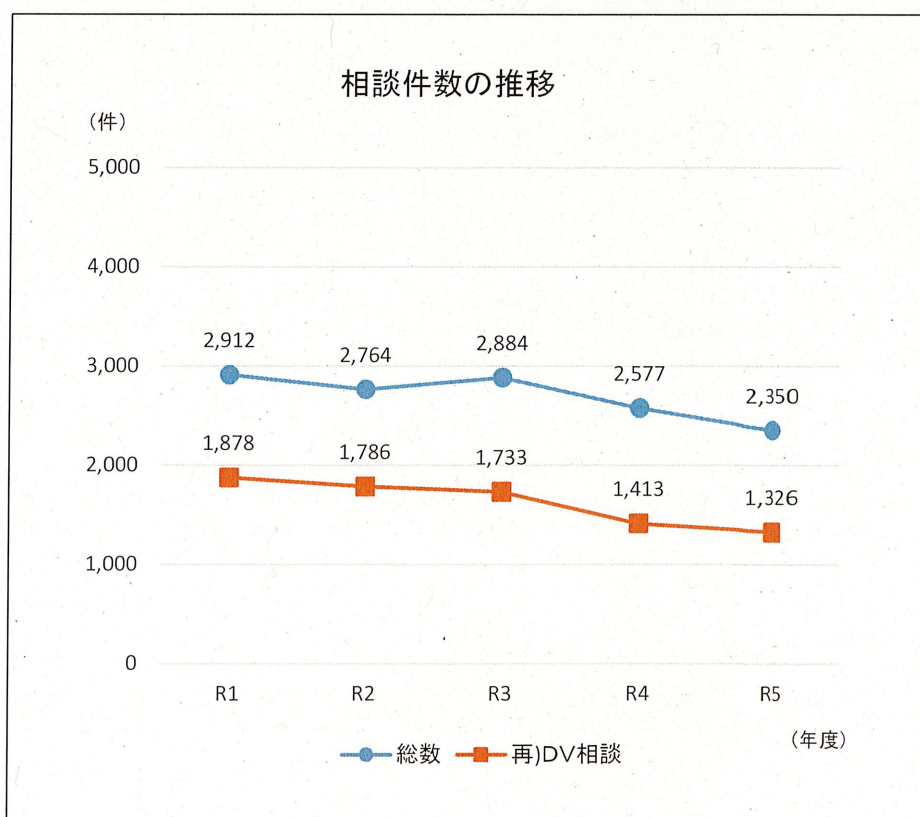
<再掲>

	DV相談				その他相談				計			
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
電話による相談	612	194	56	862	741	65	120	926	1,353	259	176	1,788
電話相談以外	226	176	62	464	58	28	12	98	284	204	74	562
計	838	370	118	1,326	799	93	132	1,024	1,637	463	250	2,350

②相談件数の推移

相談件数、DV相談の件数とも、前年度より減少しています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談総数	中央	1,967	1,902	1,950	1,927	1,637
	南部	464	548	644	454	463
	西部	481	314	290	196	250
	計	2,912	2,764	2,884	2,577	2,350
DV相談	中央	1,135	1,122	1,056	962	838
	南部	363	450	473	334	370
	西部	380	214	204	117	118
	計	1,878	1,786	1,733	1,413	1,326
割合	中央	57.7%	59.0%	54.2%	49.9%	51.2%
	南部	81.0%	78.2%	82.1%	73.4%	79.9%
	西部	79.5%	79.0%	68.2%	70.3%	47.2%
	計	64.5%	64.6%	60.1%	54.8%	56.4%
その他相談	中央	832	780	894	965	799
	南部	101	98	171	120	93
	西部	101	100	86	79	132
	計	1,034	978	1,151	1,164	1,024



③相談者の状況

ア 主訴別

夫との関係が最も多く、55.9%を占めています。相談別にみると、DV相談においては、夫等の暴力が41.9%、離婚問題が19.8%で、全体の6割を占めています。また、その他の相談では、人間関係（その他）の相談が多くなっています。

主 訴		DV相談				その他相談				計			
		中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
夫との関係	夫等の暴力	363	108	85	556	0	0	0	0	363	108	85	556
	酒乱・薬物中毒	2	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	2
	離婚問題	114	141	7	262	34	7	6	47	148	148	13	309
	その他	325	63	1	389	52	6	0	58	377	69	1	447
子どもとの関係	子どもの暴力	0	0	0	0	9	4	1	14	9	4	1	14
	養育困難	0	0	0	0	3	1	0	4	3	1	0	4
	その他	6	9	0	15	25	14	8	47	31	23	8	62
親族との関係	親の暴力	0	0	0	0	17	11	5	33	17	11	5	33
	他の親族の暴力	0	0	1	1	21	2	3	26	21	2	4	27
	その他	1	4	0	5	41	9	2	52	42	13	2	57
と交際相手の関係	交際相手の暴力	2	1	21	24	17	2	2	21	19	3	23	45
	同性交際相手の暴力	2	0	0	2	2	0	0	2	4	0	0	4
	その他	1	0	3	4	9	0	1	10	10	0	4	14
その他人間関係	その他の者の暴力	0	0	0	0	104	6	16	126	104	6	16	126
	男女問題	0	0	0	0	1	1	1	3	1	1	1	3
	ストーカー被害	0	0	0	0	2	0	1	3	2	0	1	3
	家庭不和	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
	その他	9	4	0	13	327	16	38	381	336	20	38	394
経済関係	生活困窮	2	12	0	14	5	1	4	10	7	13	4	24
	借金・サラ金	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
	求職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	3	3	0	6	15	5	2	22	18	8	2	28
医療関係	病気	2	13	0	15	6	0	0	6	8	13	0	21
	精神的問題	1	3	0	4	1	1	38	40	2	4	38	44
	妊娠・出産	0	0	0	0	1	0	1	2	1	0	1	2
	その他	1	5	0	6	106	1	2	109	107	6	2	115
住居	住居問題	0	3	0	3	1	6	1	8	1	9	1	11
	帰住先なし	3	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	3
その他人間関係	不純異性交遊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	売春強要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ヒモ・暴力団関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	売春勧誘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人身取引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		838	370	118	1,326	799	93	132	1,024	1,637	463	250	2,350

イ 年齢別

DV相談では、30歳代が最も多く、次に40歳代、50歳代の順となっています。その他相談においては、40歳代が最も多く、60歳以上、50歳代の順となっています。

	DV相談				その他相談				計			
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
18歳未満	0	1	0	1	10	4	2	16	10	5	2	17
18～19歳	1	0	0	1	18	9	6	33	19	9	6	34
20歳代	110	47	31	188	94	7	1	102	204	54	32	290
30歳代	204	98	60	362	50	20	16	86	254	118	76	448
40歳代	188	135	15	338	292	6	9	307	480	141	24	645
50歳代	168	64	3	235	44	15	63	122	212	79	66	357
60歳以上	102	19	8	129	165	11	11	187	267	30	19	316
不明	65	6	1	72	126	21	24	171	191	27	25	243
計	838	370	118	1,326	799	93	132	1,024	1,637	463	250	2,350

ウ 面接相談者の経路別

本人からの相談が全体の62.5%となっており、次いで他の相談機関（市町村・児童相談所等）の順となっています。

	実人員				再掲：新規来所者											
					DV相談				その他相談				計			
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
本人	116	38	8	162	38	4	0	42	20	4	3	27	58	8	3	69
警察	3	2	1	6	3	0	1	4	0	0	0	0	3	0	1	4
法務関係	9	1	1	11	5	0	1	6	3	1	0	4	8	1	1	10
他の婦人相談所	2	1	0	3	1	0	0	1	1	0	0	1	2	0	0	2
他の婦人相談員	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
福祉事務所	1	1	2	4	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	1	2
他の相談機関	27	12	6	45	9	7	3	19	3	1	1	5	12	8	4	24
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機関	2	2	0	4	1	1	0	2	1	1	0	2	2	2	0	4
教育機関	1	1	0	2	1	1	0	2	0	0	0	0	1	1	0	2
労働関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民間シェルター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知人・縁故	7	6	1	14	3	3	0	6	2	3	1	6	5	6	1	12
DVセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	5	2	0	7	3	1	0	4	1	0	0	1	4	1	0	5
計	173	67	19	259	64	19	6	89	31	10	5	46	95	29	11	135

エ 処理状況

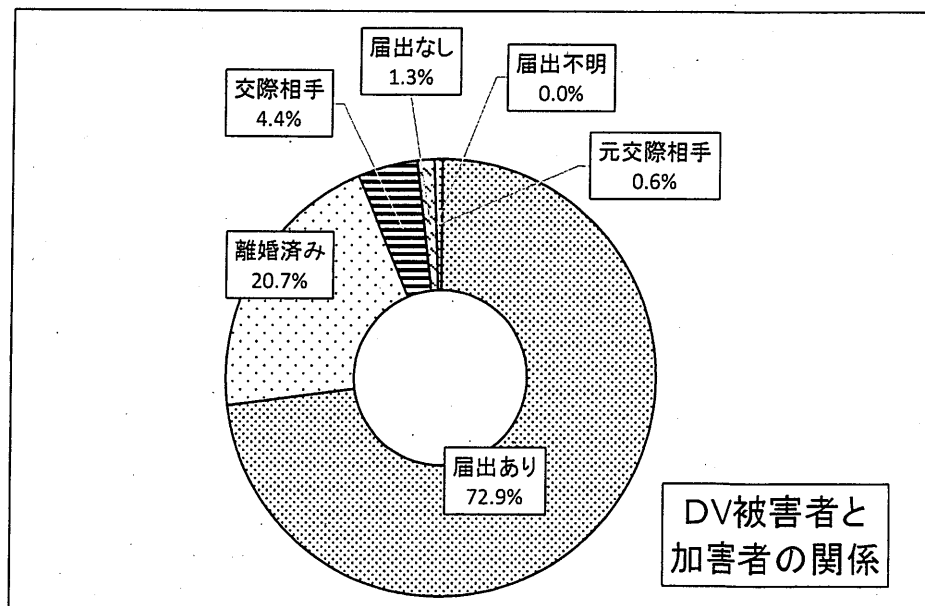
相談全体では、助言・指導が最も多く1,318件（56.1%）で、相談内訳の助言・指導を見るとDV相談で791件（59.7%）、その他相談でも527件（51.5%）となっています。次いで傾聴の473件（20.1%）が多く、併せて全体の76.2%を占めています。

	DV相談				その他相談				計			
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
助言・指導	559	198	34	791	467	42	18	527	1,026	240	52	1,318
傾聴	25	78	12	115	225	34	99	358	250	112	111	473
他機関紹介	7	1	0	8	21	1	4	26	28	2	4	34
来所面接予約	139	56	7	202	46	11	2	59	185	67	9	261
文書作成支援	1	0	2	3	0	0	0	0	1	0	2	3
同行支援	1	27	6	34	12	2	1	15	13	29	7	49
情報提供	19	0	13	32	8	0	4	12	27	0	17	44
報告・連絡	57	8	36	101	16	1	2	19	73	9	38	120
一時保護	8	2	1	11	0	2	0	2	8	4	1	13
その他	22	0	7	29	4	0	2	6	26	0	9	35
計	838	370	118	1,326	799	93	132	1,024	1,637	463	250	2,350

オ DV相談における加害者との関係

婚姻関係にある者が、72.9%となっています。法改正（H26.1.3 施行）により生活の本拠を共にする交際相手等もDV法対象となっています。

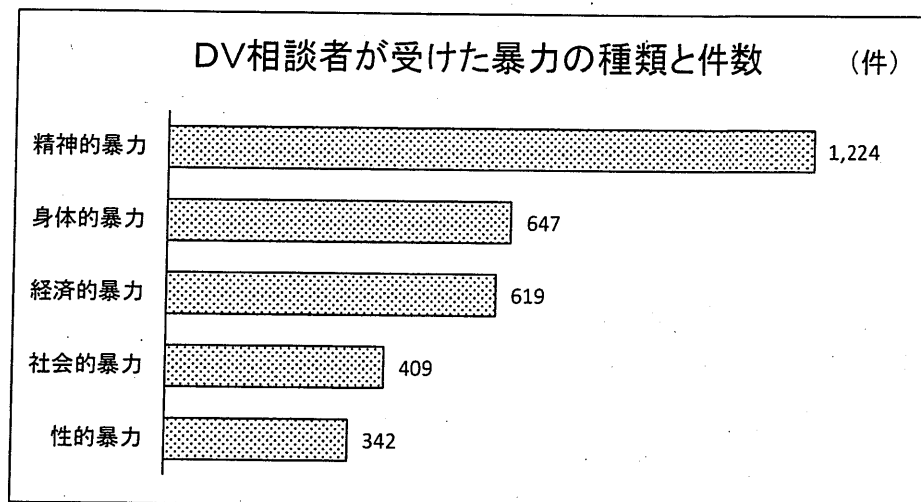
		配偶者			離婚済み	生活の本拠を共にする		計
		届出あり	届出なし	届出不明		交際相手	元交際相手	
件 数	中央	632	17	0	147	34	8	838
	南部	293	0	0	76	1	0	370
	西部	42	0	0	52	24	0	118
	計	967	17	0	275	59	8	1,326



カ DV相談者における受けた暴力の種類(重複回答あり)

暴力件数は、3,241件となり、重複して暴力を受けていることや、精神的暴力の割合が高いことが特徴として見られます。

		身体的暴力	精神的暴力	経済的暴力	社会的暴力	性的暴力	計
件 数	中央	456	777	393	280	226	2,132
	南部	97	344	160	54	31	686
	西部	94	103	66	75	85	423
	計	647	1,224	619	409	342	3,241



④外国人への支援

外国語を母国語とする女性からの相談にも対応しています。意思疎通が困難である場合や、日常会話には支障がなくても各種手続きや法律用語等の中には、母国にない概念もあるため、必要に応じて通訳を交えて支援しています。

	DV被害者				その他の者				計			
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
電話相談延べ人数	15	5	4	24	3	1	1	5	18	6	5	29
来所相談延べ人数	6	0	8	14	1	0	1	2	7	0	9	16
その他(同行支援)延べ人数	0	1	2	3	4	0	1	5	4	1	3	8
計	21	6	14	41	8	1	3	12	29	7	17	53
一時保護者数(実人数)	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1

⑤法律相談

弁護士による法律相談を毎月1回実施するほか、随時、弁護士事務所への同行支援を行っています。

	相談件数				場 所
	中央	南部	西部	計	
定例相談	18	1	0	19	中央こども女性相談センター
随時相談(同行支援)	2	15	2	19	法テラス・弁護士事務所
専門相談	0	0	0	0	中央こども女性相談センター

⑥こころの相談

希望する相談者に対し、毎月1回、嘱託精神科医による精神相談・助言指導を行っています。

相談件数				場 所
中央	南部	西部	計	
11	0	0	11	中央こども女性相談センター

⑦証明書等発行状況

安全確保や生活再建に必要な各種証明書の発行を行っています。

	措置 住民基本 台帳 支援 事務 にお ける 申請 書 提出	医 療 保 険 関 係	年 金 関 係	児 童 手 当 関 係	公 営 住 宅 入 居 に 関 係 する 明 証 書	そ の 他	(通数) 計
中央	60	7	6	11	14	16	114
南部	14	2	0	0	1	7	24
西部	2	0	0	0	0	0	2
計	76	9	6	11	15	23	140

⑧ステップハウス

配偶者等と離別して自立の意思を持つDV被害者に対し、仮住居の提供や生活用品の貸与を行うとともに、自立に向けた相談や支援を行うことで早期自立を促進するため、県では、徳島県母子寡婦福祉連合会にステップハウスの運営を委託し、自立支援事業を実施しています。

	中 央	南 部	西 部	計
世 帯	0	0	0	0
人 数	0	0	0	0

⑨DV被害者に対する心理的支援学習会

DV被害者の自尊感情を回復させ、孤立感を軽減し、DVの再被害を防止するために、DV被害者等を対象に学習会を実施しています。

	回数	参加者数 (延べ)
中央	2	3

(2) 一時保護業務

①一時保護件数(それぞれ前年度からの継続保護者を含む)

一時保護の入所件数は15件で、DV被害者の割合は80.0%となっています。

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	中央	7 (1)	7 (1)	12	12	9
	南部	5 (1)	5 (1)	5 (2)	1 (2)	5 (3)
	西部	5	3	0	0	1
	計	17 (2)	15 (2)	17 (2)	13 (2)	15
	DV被害者	中央	6 (1)	4	10	8
		南部	3	4 (1)	4 (2)	0 (2)
		西部	4	2	0	0
		計	13 (1)	10 (1)	14 (2)	12 (2)
	割合	中央	85.7%	57.1%	83.3%	100.0%
		南部	60.0%	80.0%	80.0%	0.0%
		西部	80.0%	66.7%	0.0%	0.0%
		計	76.5%	66.7%	82.4%	92.3%
	その他相談	中央	1	3 (1)	2	0
		南部	2 (1)	1	1	1
		西部	1	1	0	0
		計	4 (1)	5 (1)	3	1

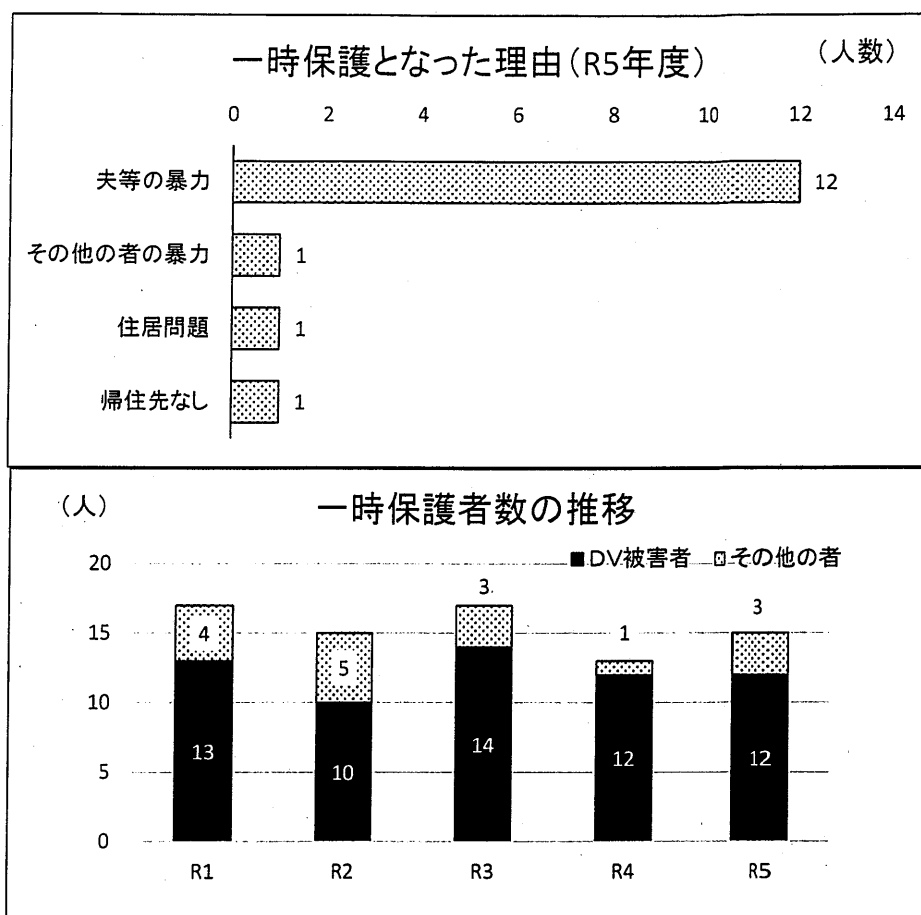
* 一時保護委託: () 内再掲

②一時保護者の状況

ア 一時保護となった理由

夫等の暴力によるDV被害者の保護は12件で、80.0%を占めています。

	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
夫等の暴力	6	3	4	13	4	4	2	10	10	4	0	14	12	0	0	12	8	3	1	12
離婚問題	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子どもの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
親の暴力	0	1	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
他の親族の暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
交際相手の暴力	0	1	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他交際相手との人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の者の暴力	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
その他人間関係	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住居問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
帰住先なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
経済的問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
医療問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人身取引被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	5	5	17	7	5	3	15	12	5	0	17	12	1	0	13	9	5	1	15



イ 一時保護となった経路

本人からと警察経由での一時保護件数が最も多く共に5人、他の相談機関が3人となっています。

	DV被害者				その他の者				計			
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
本人	1	2	0	3	1	1	0	2	2	3	0	5
警察	3	0	1	4	0	1	0	1	3	1	1	5
法務関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の婦人相談所	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
他の婦人相談員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の相談機関	3	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	3
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民間シェルター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知人・縁故	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
DVセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8	3	1	12	1	2	0	3	9	5	1	15

ウ 一時保護した者の年齢別

20歳代4人、40歳代4人、50歳代4人、30歳代が2人となっています。

	DV被害者				その他の者				計			
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20歳代	4	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	4
30歳代	1	0	0	1	1	0	0	1	2	0	0	2
40歳代	2	0	1	3	0	1	0	1	2	1	1	4
50歳代	0	3	0	3	0	1	0	1	0	4	0	4
60歳代以上	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
計	8	3	1	12	1	2	0	3	9	5	1	15

エ 一時保護した者の同伴児(者)別

児童等を同伴して入所した件数は4件で、同伴児(者)1人が1件、2人が2件、4人以上が1件となっています。

	DV被害者				その他の者				計			
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
同伴児(者)なし	5	3	1	9	1	1	0	2	6	4	1	11
同伴児(者)あり	3	0	0	3	0	1	0	1	3	1	0	4
1人	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
2人	2	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	2
3人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4人以上	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
計	8	3	1	12	1	2	0	3	9	5	1	15

オ 同伴児(者)の区分

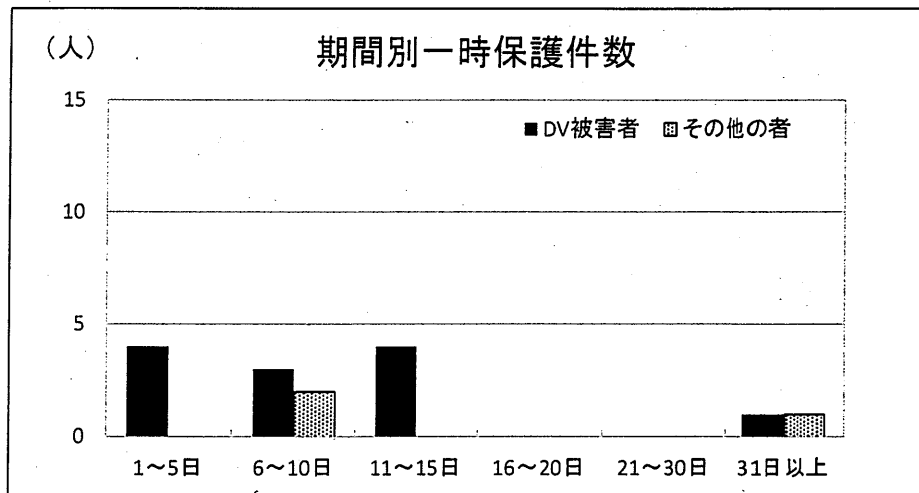
同伴児(者)数は9人で、乳児1人、幼児3人、小学生3人、中学生が2人でした。

	DV被害者				その他の者				計			
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
乳児	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
幼児	2	0	0	2	0	1	0	1	2	1	0	3
小学生	3	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	3
中学生	2	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	2
高校生以上未成年者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8	0	0	8	0	1	0	1	8	1	0	9

カ 一時保護日数

平均保護日数は、12.1日となっています。（保護委託日数を含む。）

		DV被害者				その他の者				計			
		中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計
1～5日	人員	2	1	1	4	0	0	0	0	2	1	1	4
	延べ日数	6	1	4	11	0	0	0	0	6	1	4	11
6～10日	人員	2	1	0	3	1	1	0	2	3	2	0	5
	延べ日数	14	10	0	24	9	7	0	16	23	17	0	40
11～15日	人員	4	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	4
	延べ日数	56	0	0	56	0	0	0	0	56	0	0	56
16～20日	人員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21～30日	人員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31日以上	人員	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	2
	延べ日数	0	36	0	36	0	38	0	38	0	74	0	74
合計	人員	8	3	1	12	1	2	0	3	9	5	1	15
	延べ日数	76	47	4	127	9	45	0	54	85	92	4	181
平均保護日数		9.5	15.7	4.0	10.6	9.0	22.5	0.0	18.0	9.4	18.4	4.0	12.1



キ 一時保護した者への支援

支援回数は266回となっており、安全確保や自立に向けて面接を行うほか、関係機関との連絡調整・法的手続き等の同行などを行っています。

		面接	同行	問合わせ・ 連絡	退所移送	引越援助	その他	計
延 支 援 回 数	中央	78	11	34	2	0	19	144
	南部	12	8	82	3	0	8	113
	西部	3	2	3	1	0	0	9
	計	93	21	119	6	0	27	266

(3) 女性自立支援施設(しらぎく寮)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき設置された施設です。
DV被害者や様々な状況により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性
を保護の対象とし、短期の入寮中に生活指導や職業・住居等の指導を通じて自立
を支援しています。

①入寮者数等

	DV被害者	その他の者	計
入寮者数	5	0	5
同伴児	8	0	8
入寮日数	119	0	119

②入寮者の状況

ア 入寮理由

	入寮者数
夫等の暴力	5
帰住先なし	0
その他	0
計	5

イ 年齢区分

	DV被害者	その他の者	計
18歳未満	0	0	0
18～19歳	0	0	0
20歳代	1	0	1
30歳代	1	0	1
40歳代	2	0	2
50歳代	0	0	0
60歳代以上	1	0	1
計	5	0	5

ウ 退寮後の行き先

	DV被害者	その他の者	計
自立	1	0	1
帰宅・帰郷	2	0	2
入院・施設入所	2	0	2
年度末在所	0	0	0
計	5	0	5

(4) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、配偶者等からの暴力被害を受けた方の相談に応じると共に、自立のための必要な支援を行っています。

①相談件数

相談総数は1,075件で、うち電話相談が約63.8%となっています。

			合 計	加害者との関係					
				配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする	
				届出あり	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
面 接	来所	中央	217	152	3	0	55	2	5
		南部	137	110	0	0	26	1	0
		西部	21	13	0	0	2	6	0
		計	375	275	3	0	83	9	5
	その他	中央	1	1	0	0	0	0	0
		南部	10	9	0	0	1	0	0
		西部	3	1	0	0	2	0	0
		計	14	11	0	0	3	0	0
	小計		389	286	3	0	86	9	5
	電 話	中央	477	372	10	0	72	20	3
		南部	181	143	0	0	38	0	0
		西部	28	12	0	0	13	3	0
計		686	527	10	0	123	23	3	
合 計	中央	695	525	13	0	127	22	8	
	南部	328	262	0	0	65	1	0	
	西部	52	26	0	0	17	9	0	
	計	1,075	813	13	0	209	32	8	

※被害者本人からの相談のみを計上

②保護命令関係

保護命令制度の利用について情報提供を行いました。

	中 央	南 部	西 部	計
申立書作成支援	0	0	0	0
裁判所から書面提出を求められた件数	5	0	0	5
裁判所から更なる説明を求められた件数	0	0	0	0

※「申立書作成支援」は実件数(個別ケースの1回の申立につき1件)

※法第28条の2において準用する場合を含む。

③第6条による通報を受けた件数

中 央	13
南 部	0
西 部	9
計	22

※法第28条の2において準用する場合を含む。

④日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

		合 計	中国語	英 語	フィリピン地方語	マレーシア語	カダロク語	不 明
来 所	中央	4	3	0	1	0	0	0
	南部	0	0	0	0	0	0	0
	西部	8	6	0	2	0	0	0
	計	12	9	0	3	0	0	0
電 話	中央	5	4	0	1	0	0	0
	南部	3	0	0	0	0	3	0
	西部	4	4	0	0	0	0	0
	計	12	8	0	1	0	3	0
その他	中央	0	0	0	0	0	0	0
	南部	0	0	0	0	0	0	0
	西部	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
合 計	中央	9	7	0	2	0	0	0
	南部	3	0	0	0	0	3	0
	西部	12	10	0	2	0	0	0
	計	24	17	0	4	0	3	0

⑤障がい者である被害者からの相談件数

		合計	知的・ 精神障がい	小計	身 体 障 が い				
					視覚 障がい	聴覚・平 衡機能の 障がい	音声・ 言語・ そしゃく機 能の 障がい	肢体 不自由	その他の 身体障がい
来 所	中央	16	10	6	0	2	0	1	3
	南部	7	2	5	5	0	0	0	0
	西部	3	3	0	0	0	0	0	0
	計	26	15	11	5	2	0	1	3
電 話	中央	60	57	3	0	0	0	1	2
	南部	12	10	2	2	0	0	0	0
	西部	1	1	0	0	0	0	0	0
	計	73	68	5	2	0	0	1	2
その他	中央	0	0	0	0	0	0	0	0
	南部	8	7	1	1	0	0	0	0
	西部	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	8	7	1	1	0	0	0	0
合 計	中央	76	67	9	0	2	0	2	5
	南部	27	0	8	0	0	0	0	0
	西部	4	4	0	0	0	0	0	0
	計	88	71	17	0	2	0	2	5

⑥交際相手からの暴力に関する相談件数

	相談件数	通報件数
中 央	15	5
南 部	0	0
西 部	0	0
計	15	5

注1)「相談件数」欄は、「①相談件数」に該当しない交際相手からの暴力に関する相談件数を計上する。

2)「通報」欄は、「③第6条による通報を受けた件数」に該当しない通報件数を計上する。

⑦ストーカー行為等に関する相談件数

中 央	2
南 部	0
西 部	0
計	2

注)「①相談件数」及び「⑥交際相手からの暴力に関する相談件数」にも該当する場合は重複計上とする。

※本県では、3か所の徳島県子ども女性相談センターに加えて、鳴門市女性子ども支援センター、阿南市配偶者暴力相談支援センターの計5施設が「配偶者暴力相談支援センター」として機能しています。

(5) 性暴力被害者支援センター(よりそいの樹とくしま)における相談状況

	相談件数
中央	114
南部	17
西部	23
計	154

(6) 普及・啓発

①講師派遣等

DV等の特性の理解、DV被害者への支援の向上のため、普及・啓発に取り組んでいます。

	回数				参加者数				場所
	中央	南部	西部	計	中央	南部	西部	計	
講師派遣	2	1	-	3	21	44	-	65	警察学校他
デートDV予防啓発講座	-	7	1	8	-	93	5	98	南部総合県民局 保健福祉環境部阿南庁舎 美馬保健所
DV防止啓発 パネル展	-	3	9	12	-	-	-	-	阿南市文化会館他
デートDV予防啓発 活動・パネル展	2	0	5	7	21	-	205	226	つるぎ高等学校(対面での活動)、他(パネル展)

②DV被害者自立支援事業

DVへの理解を深め防止するための広報啓発を、徳島県女性保護協議会に委託し、DV防止の普及啓発に努めています。

年月日	内容	場所等
R5. 11. 6～R5. 11. 17	パネル展	県庁ふれあいセンター
R5. 11. 29	DV被害者自立支援講演会	ときわプラザ 学習室 36名参加
R5. 12. 1	街頭啓発	イオンモール1階 UZUコート

(7) 職員等研修の実施

相談業務従事者の資質向上を図るため、職員等及び関係機関の相談業務従事者を対象とした研修を実施し、支援の強化に努めています。

	実施	回数	参加者数	場所等
スーパービジョン研修	中央	6	52	中央こども女性相談センター
DV問題研究会	中央	2	46	徳島弁護士会館
相談力向上研修	中央	3	26	中央こども女性相談センター
新規採用女性支援相談員等 研修	中央	2	13	徳島県警察本部他
DV被害者等支援 ネットワーク研修会	中央	1	64	オンライン開催
DV被害者等支援 ネットワーク研修会	南部	1	18	南部総合県民局 保健福祉環境部阿南庁舎
DV被害者等支援 ネットワーク研修会	西部	1	34	東みよし町役場多目的ホール

こども女性相談センターはここにあります

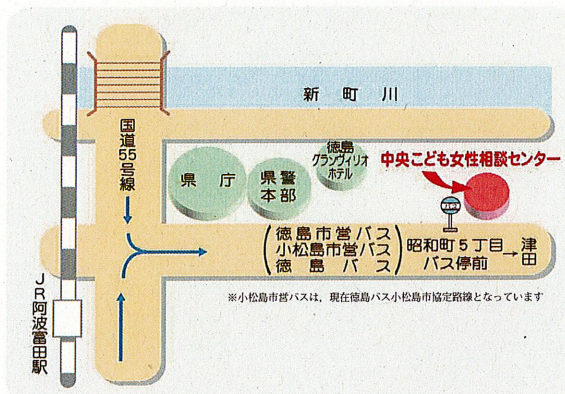
徳島県中央こども女性相談センター

〒770-0942

徳島市昭和町5丁目5番地の1

TEL (088) 622-2205

FAX (088) 622-0534



交通

徳島市営バス 津田、新浜方面行き
徳島バス 小松島、阿南方面行き
徳島バス小松島市協定路線 小松島方面行き
JR JR阿波富田駅から徒歩10分
タクシー 徳島駅から約10分 (2.7km)

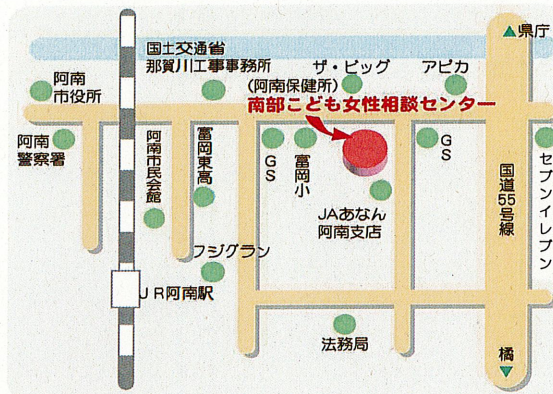
徳島県南部こども女性相談センター

〒774-0111 阿南市領家町野神319

(南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎内)

TEL (0884) 22-7130

FAX (0884) 22-6404



交通

徳島バス 富岡バス停から20分
徳島バス阿南 西路見前
JR JR阿南駅から徒歩20分

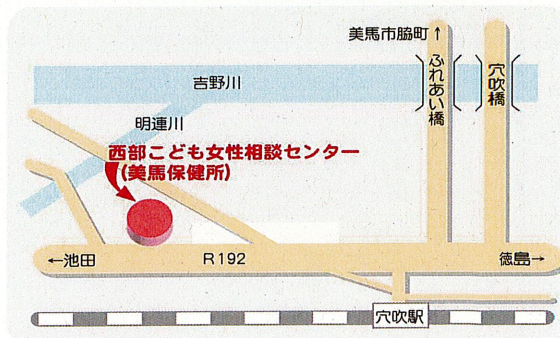
徳島県西部こども女性相談センター

〒777-0005 美馬市穴吹町穴吹字明連23

(西部総合県民局 美馬保健所庁舎内)

TEL (0883) 53-3110

FAX (0883) 53-9110



交通

JR JR穴吹駅から徒歩8分